



マサチューセッツにおける公立土地銀行

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2009-08-25 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 浅羽, 良昌 メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.24729/00001727

マサチューセッツにおける公立土地銀行

浅 羽 良 昌

1. はじめに
2. 公立土地銀行実現の経緯、背景、推進主体
 - [I] 1714年の公立土地銀行
 - [II] 1716年の公立土地銀行
 - [III] 1721年の公立土地銀行
 - [IV] 1728年の公立土地銀行
3. 公立土地銀行の特徴
4. 公立土地銀行の歴史的意義
5. むすび

1. はじめに

マサチューセッツ植民地では私立の土地銀行が17世紀の80年代以降数回にわたり企画されたが、そのほとんどは実現をみるに至らなかった。唯一の例外として、1739年に計画され40年に設立された土地銀行がある。これとて実現直後にイギリス本国より強制的に解散されるにおよび、実質的運営を開始するに至らなかった。これと対照的に同植民地では政府直営の公立の土地銀行が1714年、16年、21年、28年と4回にわたり設立された。これらはいずれも両院における審議を経て議会を通過した法律に基づいて設立されたものである。この間、私立土地銀行対公立土地銀行をめぐる対決、抗争は激しく、とくに14年、20年をピークとして同植民地朝野をあげての対立となった。これは私立銀行派と公立銀行派との間に展開された対立を基調に、銀、金とリンクした証券を発行し、貸し付ける正貨銀行の主張もくわわり、いわばパンフレット合戦にまで発展した。当時の沸騰する政治、経済的利害の対決の一端が看取出来る。

この公立の土地銀行に関しては、デイヴィス、ブラック、メッツ、ベルツの研究がある。デイヴィスは当時発行された多数のパンフレットを発掘、検討しながら、⁽¹⁾ 公立土地銀行設立の一般的な経過と特徴について分析した。⁽²⁾ ブラックはこの銀行の特徴が14年、16年と、21年、28年とでは銀行券の償還を租税によつて裏付けているか、否かによって基本的に大きな差異があることを指摘した。メッツはこれら公立の土地銀行の実現に際し、代議院、参議会、総督の間にあってある時には容易に妥協点をつけたのに対し、別の時には発行量、発行条件はもとより予算、課税問題ともからみ、厳しい緊張関係が存在したことを見らかにした。いわば、どのような階層の人々がこの銀行企画に積極的に参加⁽³⁾ し、かつ推進したかという銀行設立の推進層の分析に焦点をあわせた。ベルツも推進層の究明に焦点をあわせた。基本的には商人階層としながらも、農民層が紙幣通貨を受け入れるかどうかの分岐点は、市場向けの生産を行っているか⁽⁴⁾ どうかにあるとした。

これらの研究のうち、デイヴィス、メッツ、ベルツはニュー・イングランド植民地、あるいはマサチューセッツ植民地のみを分析対象としてた。これに対し、全植民地を対象としたセアの研究が続いた。彼はニュー・イングランドにおける公立の土地銀行が失敗したのと対照的に中部植民地のそれが全般に成功したとした。そして銀行券の大量発行と抵当物件土地の低価値が、ニュー・イ

(1) Andrew McFarland Davis, *Currency and Banking in the Province of Massachusetts Bay*, 2 vols., vol. 1 (以下, *Currency* と略記する。), vol. 2 (以下, *Banking* と略記する。) The Macmillan Company for the American Economic Association, New York, 1900, 1901, rpt., Augustus M. Kelley Publishers, New York, *Currency*, pp. 56-80. *Banking*, pp. 82-101. Davis, *Colonial Currency Reprints* (以下, *C.C.R.* と略記する。) 1682-1751, 4 vols., vol. 1, vol. 2, 1910, rpt., Burt Franklin, New York.

(2) Leslie V. Brock, "The Currency of the American Colonies 1700-1764—A Study in Colonial Finance and Imperial Relations." Ph. D. dissertation, *University of Michigan*, 1941, rpt., Arno Press, New York, 1975, p. 28.

(3) William DeWitt Metz, "Politics and Finance in Massachusetts 1713-1741." Ph. D. dissertation, *University of Wisconsin*, 1945, pp. 83-313.

(4) Herman Belz, "Paper Money in Colonial Massachusetts." *Essex Institute Historical Collections*, vol. C1, no. 2, 1965, p. 156.

ングランドにおける土地銀行の失敗原因とした。⁽⁵⁾ 彼の研究はディヴィス、メッツとは異なり、公立銀行を詳細に検討したものではないが、全体像を把握する上に貴重な成果を達成した。ただ彼の欠点は中部植民地とは対照的に、マサチューセッツ植民地における土地銀行の発行通貨額が、将来の見込み租税収入を担保に発行された戦費調達用さらには経常経費用の信用証券と比較し、少額であった事実を全く考慮に入れていない点にある。中部植民地、なかでもペンシルヴァニアを例にとってみても、発行された通貨は1755年迄はほとんどが公立の土地銀行券であり、⁽⁶⁾ しかも極めて少額であった。したがって、マサチューセッツ植民地における公立銀行の成果は、銀行券の発行量、抵当物件土地の価値さらには運営の仕方もさることながら、⁽⁷⁾ 当時支配的な国内通貨の地位をしめていた信用証券との関係を無視しては、判断を下すことは出来ない。この点に関していえば、メッツは、公立銀行券、信用証券のいかんを問わず、通貨膨張が成功裡に終ったか否か、ひいては同植民地の経済にいかなる影響をおよぼしたか、それをめぐりどのような評価を下すべきかという点については積極的な意見を展開するには至らなかった。彼にあっては通貨膨張を企図する推進層が全般に植民地政府、イギリス本国への反抗、自立を進める反体制派グループに属し、通貨膨張を一つの政策手段として利用せんとしたことに注目した。

本稿は以上のような研究状況を踏まえ、各公立土地銀行の実現経緯、特徴と設立背景、推進主体、結末等々を、植民地時代アメリカにおける土地銀行史の展開過程を視野に入れながら考察する。なかでも推進主体に関しては、大筋に

(5) Theodore Thayer, "The Land-Bank System in the American Colonies." *The Journal of Economic History*, vol. XIII, no. 2, 1953, pp. 145-46.

(6) Richard A. Lester, *Monetary Experiments—Early American and Recent Scandinavian*, Princeton University Press, New Jersey, 1939, rpt., Augustus M. Kelley Publishers, New York, 1970, p. 88.

(7) 同植民地における公立銀行の成果をもう一步踏み込んで分析するためには、この銀行券と信用証券との関連はもとより、これら二つの紙幣通貨と貿易収支を含む総合収支、さらには国際貿易条件とのかかわりも考察しなければなるまい。しかし本稿では、公立土地銀行券と信用証券との関連は考察するものの、後者については意識的に除外した。これについては信用証券を全面的に対象とする別稿において論じる予定である。

においてメッツの主張を認める。が、彼が欠落した内陸タウンの農民、工業生産者、さらには宗教上対立関係にあったマザー（Cotton Mather）とワイズ（John Wise）の動向、ひいては彼等の支持者層と通貨発行との関係を検討することにより、推進主体を明確にしたい。と同時に本稿の課題は、この公立土地銀行による通貨の発行が植民地の支配的な国内通貨たる信用証券の中にあって、どのような地位にあったかを解明したい。さらに前者が後者へ与えた影響を整合的に捉えることにより、植民地の通貨、銀行史にしめる公立土地銀行の歴史的意義を明らかにしたい。

2. 公立土地銀行実現の経緯、背景、推進主体

[I] 1714年の公立土地銀行

マサチューセッツ最初の公立土地銀行については別稿において詳細に検討したので、⁽¹⁾ ここでは他の公立銀行を分析し、かつ比較する上に必要な限りにとどめたい。⁽²⁾ 公立銀行実現の経緯については代議院議事録が利用出来る。ただし、1714年のそれはこの議事録に収録されていないため、第2次資料に依拠した。

1) 経緯

① 1714年8月17日。ポール・ダッドリー（Paul Dudley）司法長官は、ダッドリー（Joseph Dudley）総督と参議会に対し、14年1月より進められている私立の土地銀行企画を阻止する覚書を提出する。この覚書で彼は公立の土地銀行企画を支持する。⁽³⁾

② 同年10月22日。ダッドリー司法長官は、この覚書をパンフレットの形態に練り直し、かつ代議院議長宛への手紙とした小冊子を発行する。タイトルは *Objections to the Bank of Credit lately projected at Boston, being a Letter upon*

(1) 抽稿「コルマンの銀行企画について——アメリカの私立土地銀行計画——」(1),

(2) 『経済研究』(大阪府立大学) 第31巻第1号, 1985, 第31巻第2号, 1986。

(2) *Journals of the House of Representatives of Massachusetts* (以下, J.H.R. と略記する。) The Massachusetts Historical Society, The Riverside Press, Cambridge, 1919.

(3) Metz, op. cit., pp. 94-95, Davis, *Banking*, p. 87.

that Occasion, to John Burril, Esq.: Speaker to the House of Representatives for the Province of the Massachusetts-Bay, in New-England, Boston. である。⁽⁴⁾

③ 同年10月30日。参議会において可決した5万ポンドの土地銀行券の発行を企図した法律が、⁽⁵⁾ 代議院においても通過する。

④ 同年11月4日。この法律は総督の署名をえて成立する。⁽⁶⁾

2) 背景と推進主体

以上のような経緯を伴った14年の公立土地銀行は、次のような背景のもとで次のような人々によって推進された。アン女王戦争期間中（1702年—13年），戦費捻出のために大量に発行された信用証券は戦後，租税徴集により徐々に回収されるか，もしくはその予定であった。他方，戦争終結により新たな増発はなく，銀貨，金貨の不足ともあいまり，通貨量の確実な減少に起因する景気後退が進行しつつあった。こうした状況下に，土地および商品を基礎に30万ポンドの大量の銀行券の発行と，自らへの低利融資を求める私立の土地銀行企画が台頭した。この計画は農民，工業生産者からの積極的な支援がえられなかつたが，コルマン（John Colman）をはじめとするボストン中心の中位の上層の商人と政治家によって企画，推進された。彼等は全般にボストン選出の代議員クック（Elisha Cooke），ノイズ（Oliver Noyes），ペイン（William Paine）指導の反体制派のグループ大衆党のメンバーであった。さらにはこの時期，反ダッドリー派の一翼を形成していたマザー派のグループ，もしくはそのメンバーと深いつながりをもつた人々であった。中核となった商人は小商人よりは資金的に豊かであり，現金にそれ程不足していなかったが，営業の拡大に必要な資金をこの銀行からの低利で安全な貸付に求めた。彼等は植民地内の取引の増大をはかる一方，これと係わる限りでの主としてイギリス本国以外の輸出入業務の

(4) C.C.R., vol. 1, pp. 239-61.

(5) Metz, op. cit., p. 108.

(6) Ibid., p. 108. Joseph B. Felt, *Historical Account of Massachusetts Currency*, Boston, 1839, rpt., Burt Franklin, New York, 1968, pp. 67-68. Curtis P. Nettels, *The Money Supply of the American Colonies before 1720* (以下, *Money* と略記する。) University of Wisconsin Press, Madison, 1934, rpt., Augustus M. Kelley Publishers, New Jersey, 1973, p. 258.

拡大を意図した。しかも、この企画は植民地における大商人、さらにはイギリス商人からの貨幣、金融的自立の達成を可能とするものであった。大商人への上昇転化をめざしていた彼等にとってこの企画は、格好な改善策の一つであった。また、自治植民地以来の独立と自由とを尊び、植民地政府に対してはもとより母国イギリスに対しても批判的だった反体制派の政治グループにとり、この私立銀行を支持したのは、次のような理由からであった。すなわちインフレーション的貨幣、通貨政策を採用することは、通貨膨張を要求する住民に対し、自らの支持母胎、基盤を確実に拡大する絶好の機会であった。まして、彼等にとり時の政府、ひいてはイギリス政府に対抗する上からも重要かつ不可欠な政策手段であった。

公立土地銀行はこのような私立銀行設立運動中に企画され、かつ実現された。これは本来金属貨幣を唯一の貨幣とするも、この私立銀行の打倒と、それの台頭を許す住民一般の通貨要求に対処すべく、主としてイギリス本国との直接取引に従事していた大商人により企画された。彼等を基盤とする参議会、ひいては植民地政府もこれを支持した。その中核となった大商人は、長年にわたりイギリスとの貿易関係からイギリス商人たちへの協力、もしくは依存関係が強く、それだけにまた政治的にも母国イギリスとの関係を最重視していた。彼等はもともと取引上の現金にそれほど不足していた訳ではなく、むしろ一定の貨幣資本を準備金として保持していた。が、戦後不況に直面し、金属貨幣の不足と輸入工業製品の在庫をかかえはじめ、何らかの対応策を独自にみつけ出さざるをえなかった。大商人はまずはイギリス商人に対し支払の延期を申し入れた。他方、彼等は植民地内取引に対応する住民の通貨不足を打開しつつ、輸入製品の販売をはからねばならなかった。とはいえ、彼等は植民地内取引において、小規模ながらすでに手形による決済およびその流通を実現していたので、価値の不安定な通貨の大量発行と、特定グループへの融資をはかった私立銀行企画に反対した。彼等は政府直営による公立銀行の設立をめざし、5万ポンドの銀行券の発行と住民への低利融資を企図した。彼等もまた通貨不足を直接緩和し、これを通じ景気回復をめざした。と同時に、彼等は反体制派グループの支援をえた私立銀行企画を打倒せんとした。こうした温和な通貨膨張政策の採用は、大商人にとってはいわば大転換を示すものであった。しかし冷えきった

植民地経済の振興を喚起させ、間接的にしろイギリス本国との直接取引、とりわけ本国工業製品の輸入と販売とを促進せしめる効果をもち、マイナスの側面ばかりもつものではなかった。大商人は植民地内の債務者たる農民、職人、労働者に対しては債権者であるとはいえる、イギリス本国の商人に対しては債務者であった。彼等が自らの利益を損わない限りにおいて、通貨膨張によるマイルドなインフレーションを志向したとしても不思議なことではなかった。

公立の土地銀行は、上述のような経済的利害、政治グループとの連繋をそれぞれ異にする中位の上層の商人と大商人との対立の渦中に実現された。その背後にはマサチューセッツ政治のあり方、ひいては母国イギリスとの関係をめぐる対立が根底に存在した。なお、この激しい対立を反映して、この時期私立銀行を支持するパンフレット4冊が発行された。⁽⁷⁾ 最終的には私立銀行が退けられ、公立銀行だけが実を結んだ。その推進主体は大商人であり、さらには彼等で構成された参議会が側面より援助した。ダッドリー総督は私立銀行には反対したが、公立銀行を最終局面において認めた。イギリス本国も私立銀行に特許状を交付することなく、これを暗黙のうちに拒否する一方、公立土地銀行を默認した。

[II] 1716年の公立土地銀行

1) 経緯

a 第1段階

① 1716年5月31日。バージェス (Elizeus Burgess, 在任期間1715年3月—16年4月) 総督の下、副総督テーラー (William Tailor) は、議会にて次のような所信を表明する。「この地方の生産を促進し、そしてその結果としてトレードを促進するために、いずれか適当な方法があれば私は快く諸君に同意しよう」と。⁽⁸⁾

② 同年6月16日。この問題を考查する合同委員会が設けられ、代議院から⁽⁹⁾ はクック、ノイズ他10名が委員に任命される。

(7) これら4つのパンフレットについては、拙稿「コルマンの銀行企画について」(1) の199頁の註(11), (13), (14), (15)に原名ならびにその出典を明示している。

(8) *J.H.R.*, vol. 1, pp. 80-81.

(9) *J.H.R.*, vol. 1, p. 104.

③ 同年6月20日。合同委員会の委員長ベルチャー (Andrew Belcher) より⁽¹⁰⁾、10万ポンドの銀行券を発行し、貸し付ける企画の内容が報告される。

④ 同年6月20日。クック、ノイズ、ザックスター (Samuel Thaxter) が法案の草稿を準備する新たな委員に選出される。⁽¹¹⁾

⑤ 同年6月27日。法案が作成されないがままに閉会となる。⁽¹²⁾

b 第2段階

⑥ 同年8月1日。テーラー副総督は次のような演説を行う。「この植民地の生産とトレードを促進するために両院で進められている企画（10万ポンドの銀行券の発行）は、政府を財政的に援助し、かつトレードを奨励するので私は喜んでこれを諸君に推薦する」と。⁽¹³⁾

⑦ 同年8月1日。両院の合同委員会によって準備された法案 A Bill, Intituled, An Act for the Making One Hundred Thousand Pounds in Bills of Credit, and Letting out the same, upon real Security. の第1読会がもたれる。⁽¹⁴⁾

⑧ 同年8月2日。上記法案の第2読会がもたれる。⁽¹⁵⁾

c 第3段階

⑨ 同年10月4日。シュート (Samuel Shute, 在任期間1716年—30年) 総督がボストンに到着する。これにともない副総督にはダマー (William Dummer) が就任する。⁽¹⁶⁾

⑩ 同年11月8日。A Bill Intituled, An Act for the Making One Hundred Thousand Pounds in Bills of Credit, and Letting out the same upon, Real Security. の第1読会がもたれる。⁽¹⁷⁾

(10) *J.H.R.*, vol. 1, pp. 110-11.

(11) *J.H.R.*, vol. 1, p. 111.

(12) *J.H.R.*, vol. 1, p. 123.

(13) *J.H.R.*, vol. 1, pp. 124-25.

(14) *J.H.R.*, vol. 1, p. 125.

(15) *J.H.R.*, vol. 1, p. 125.

(16) Thomas Hutchinson, *The History of the Colony of Massachusetts-Bay*, 3 vols., vol. 2, Boston, New-England, 1767, rpt., Arno Press, New York, 1972, p. 217.

(17) *J.H.R.*, vol. 1, p. 131.

⑪ 同年11月9日。上記の法案が朗読される。討論を行うかどうかの動議、⁽¹⁸⁾議題が提出されるも、否決される。

⑫ 同年11月9日。合同委員会のメンバーのうち、代議院側の委員にペイン⁽¹⁹⁾他6名が任命される。

⑬ 同年11月29日。A Bill Intituled, An Act for the Making and Emitting the Sum of One Hundred Thousand Pounds in Bills of Credit on this Province, in such Manner as in the said Act is hereafter expressed. の第1讀会がもたれる。⁽²⁰⁾

⑭ 同年11月30日。上記法案の第2讀会がもたれる。⁽²¹⁾

⑮ 同年11月30日。上記法案の第3讀会がもたれる。⁽²²⁾

⑯ 同年12月1日。参議会で修正を施された上記法案が、シューウォル(Samuel Sewall), ダヴァンポート(Addington Davenport)他4名より代議院へもたらされる。その法案が朗読され、代議院で同意される。⁽²³⁾

⑰ 同年12月4日。上記法案が可決させる。⁽²⁴⁾

2) 背景と推進主体

かなりジグザグな道を辿って実現したこの銀行は、どのような背景のもとでどのような人々によって推進されたのであろうか。この銀行計画が登場した時、総督はダッドリーに代りバージェスであり、副総督はテーラーであった。バージェスは在任期間中一度もボストンに赴任することなく、テーラーがその職務を代行していた。テーラーは私立銀行家バイフィールド(Nathaniel Byfield)の義父であり、有力政治家の中にあってクラーク(John Clark)とともに私立銀行を支持した人物であった。真偽の程は判明しないが、ハッチンソン(Thamas Hutchinson)によるとバージェス総督もまた私立銀行に好意的だっ

(18) *J.H.R.*, vol. 1, p. 132.

(19) *J.H.R.*, vol. 1, p. 133.

(20) *J.H.R.*, vol. 1, p. 159.

(21) *J.H.R.*, vol. 1, p. 160.

(22) *J.H.R.*, vol. 1, pp. 160-61.

(23) *J.H.R.*, vol. 1, pp. 162-63.

(24) *J.H.R.*, vol. 1, p. 167.

(25)
たという。

マサチューセッツ最初の公立土地銀行実現のわずか2年後に、10万ポンドという大量の銀行券の発行が成立したのはまさに上述の事情とは無関係ではなかった。しかも前年と比較し、16年には土地銀行券を含む政府紙幣たる信用証券の量が245,000ポンドから206,000ポンドへと減少していた。12年の水準233,000ポンドよりも少額だったという事実も無視することは出来ない。他方、ダッドリー総督時代と異なり、テラー副総督の時代にあっては、信用証券が期限通りに租税徴集に基づき回収することを確実に怠りはじめた時期と符号していた。⁽²⁶⁾ 例えば、15年、この時期未回収の信用証券を回収するためには、租税は毎年約22,000ポンドが必要であった。⁽²⁷⁾ それらは人頭税と財産税とで充当されるはずであった。代議院は22,000ポンド全部を回収する通貨の取締に反対した。参議会も最終的に妥協し、15年7月28日、11,000ポンドの租税徴集⁽²⁸⁾ で妥結した。⁽²⁹⁾ 16年にもほぼ同じような結果に終った。これは戦争終結により新しい紙幣の発行が期待出来ないまでも、回収を延期することにより、流通量の急激な減少を阻止せんとした結果だった。

こうした状況下で、ボストン選出の代議院で反体制派の指導者、クック、ノイズ、ペインは14年の経験からも私立土地銀行の設立が容易でないことを知るにおよび、一転して公立土地銀行の設立に心をくだいた。公立土地銀行の設立による通貨量の増大が企画された。いわば設立主体のいかんを問わず、通貨膨張の実現こそが彼等の一つの重要な政策目標であった。クックとノイズはともに6月の合同委員会に、代議院からの代表委員として参加したし、ペインは最

(25) Hutchinson, *op. cit.*, vol. 2, pp. 214-15.

(26) マサチューセッツ植民地では15年頃にその兆候をしめし始めた。Nettels, *Money*, p. 262.

(27) *Ibid.*, p. 258.

(28) *J.H.R.*, vol. 1, pp. 60-63. Metz, *op. cit.*, p. 121.

(29) *J.H.R.*, vol. 1, pp. 95-123. Metz, *op. cit.*, pp. 137-38. なお、この政策には参議会にあって、ショーウォル一人のみが反対した。同じ硬貨主義者のエリシャ・ハッチンソン (Elisha Hutchinson), トマス・ハッチンソン (Thomas Hutchinson, Sr., 以下、4代目ハッチンソンと記す。) 父子もこれに反対しなかったという。Ibid., pp. 137-38.

終的な法案を作成した委員会に閲与した。また、上述の経緯からも判明するように、テーラー副総督も公立土地銀行の実現に深くかかわった。他方、参議会からの代表委員として6月の合同委員会に参加したのは、大商人ベルチャーだった。彼は14年の公立土地銀行の実現に積極的に加担するのみならず、その銀行の評議員5人のうちの一人であった。彼の名で6月20日に代議院に報告された内容は、⁽³⁰⁾ 公立土地銀行の設立を認めた法律とほぼ同一だった。

同じく大商人で、参議員ならびに上級裁判所の主席判事を長年つとめたショーウォル、さらにはベルチャーと並び14年の銀行の評議員の一人となったダヴァンポートもこの法律の成立にかかわった。ダヴァンポートは同じく商人であり、参議員とあわせ上級裁判所の判事もつとめた。大商人でかつ大政治家ともいべき彼等は、ある特定グループへの融資と大量の銀行券の発行をはかった14年の私立銀行企画には断固として反対した。が、副総督の意向もあり、この公立土地銀行を支持せざるをえなかった。勿論、その背景には11年以降信用証券の発行量が徐々に増大し、確実に減価したのにもかかわらず、それでもなおこの時点にあっては、穏和なインフレーション的状況にとどまっていたことを見逃してはならない。むしろ問題は、この銀行設立による大量の土地銀行券の発行が、後段において漸次明白となろうが、インフレーションに拍車をかける決定的な契機となつたことに留意しなければならない。⁽³¹⁾

いずれにしても、この銀行をめぐる背景、推進主体には、14年のそれにみられたような、中位の上層の商人と大商人との対立を基軸に政界を巻き込んだ激しい闘争は、みられなかった。この間の状況についてメッツは次のように論及している。「この貸付に対する支持、支援はある特定グループ、もしくはこの植民地のある地域に限定されることなく、広範囲であった。しかし、14年の私立銀行派がこの実現に対し、とくに積極的な役割を担った」と。まず、ここで注意しなければならないことは、14年の私立土地銀行企画に参加したクックのような政治家が、この16年の銀行の実現に活躍したこととは判明するものの、商人

(30) その内容は、*J.H.R.*, vol. 1, pp. 110-11. をみよ。

(31) 例えば、ネットルズは、16年の公立土地銀行がインフレーション派の決定的な勝利としている。Nettels, *Money*, p. 273.

(32) Metz, op. cit., p. 144.

たちの動向が現在のところ全くつかめないことである。とりわけコルマンをはじめとするボストン中心の中位の上層の商人、すなわちオウルトン (John Oulton), トールトン (Timothy Thorton), オリヴァー (Nathaniel Oliver), リュード (Edward Lyde), リンド (Samuel Lynde) たちの様相がつかめない。これは利用可能な原資料が代議院議事録等に限定されている制約上、政治的状況は若干把握出来るものの、それ以上のこととが究明しえないためである。

また、特定グループもしくは地域に限定されることなく、広範囲からの支持をえたとのメッツの指摘は、商人階級、政治家についていえば、上述の論述からもほぼ判明しよう。しかし、地域的な支持基盤とも密接に関連するが、農民もしくは工業生産者たちがいかなる役割を担ったかは全く判読しえない。ただし、メッツの主張の背後には、上昇しつつある商人グループを中心核に、債務者たる都市の小商人、職人ともどもとりわけ農民たちが土地を基礎に安価な通貨の発行をめざし、インフレーション的企画を暗黙のうちに無条件に支持したとする図式的、状況的な理解がある。反面、彼は、農民および工業生産者の意向、経済的利害がどこにあり、各銀行企画にどのように対処したかについて、具体的、実証的な分析を行うには至らなかった。従来からのタウン・システムの下で自営農民が広範に存在する一方、内陸農村を含む各地に生成しはじめた鉄工業等の工業生産者が台頭していた。彼等が都市の職人、小商人とともに重要な階層を構成していたことを想起する時、彼等の様相をより一層具体的、現実的に把握、解明しなければならない。

そこで筆者は次のような調査を実施することにより間接的ながら彼等の動向の一端を側面から垣間見たい。そのため、公立土地銀行の実現に積極的だったボストン選出の3人の代議員に指導された代議院の様相の一局面を周辺より検出する。すなわち、この法律を成立する上に関与した、6月さらには11月の代議院の代表委員メンバーを、16年5月選出の代議員リストから各郡名、各タウン別に分類、整理した。⁽³³⁾それを示したのが表1である。表2は、代議員の選出タウンを海港タウン、海港近隣タウン、(コネティカット川上流の)リヴァーラウン、内陸タウン、所在地不明タウンに分類し、その人数と比率を示した、

(33) *J.H.R.*, vol. 1, p. 77.

表1 16年の公立土地銀行設立に関与した代議員選出委員メンバー

委員名	郡名 (代議員選出タウン数)	タウン名	タウン区分
Oliver Noyes		Boston	海港タウン
William Paine	Suffolk	Boston	海港タウン
Elisha Cooke	(11タウン)	Boston	海港タウン
Samuel Thaxter		Hingham	海港タウン
Gohn Gardner		Salem	海港タウン
Daniel Rogers	Essex	Ipswich	海港タウン
Henry Somersby	(16タウン)	Newbury	海港タウン
Richard Trivet		Marblehead	海港タウン
Charles Chambers	Middlesex	Charlestown	海港タウン
Edmund Goffee	(19タウン)	Cambridge	海港タウン
John Ward		Newton	海港近隣タウン
Luke Hitchcock	Hampshire	Springfield	リヴァー・タウン
John Stoddard	(7タウン)	Northampton	リヴァー・タウン
Thomas Turner	Plymouth (8タウン)	Scituate	海港タウン
Daniel Parker	Barnstable	Barnstable	海港タウン
William Bassett	(5タウン)	Sandwitch	海港タウン
John Rogers	Bristol	Swanzey	海港タウン
Samuel Gallop	(11タウン)	Bristol	海港タウン

(出所: *J.H.R.*, vol. 1, pp. 77, 104, 133. より作成。)

表2 タウン区分別代議員数と委員数

タウン区分	代議員選出タウン数(比率)	委員選出人数(比率)
海港タウン	28 (34.2%)	15 (83.3%)
海港近隣タウン	20 (24.4%)	1 (5.7%)
リヴァー・タウン	6 (7.3%)	2 (11 %)
内陸タウン	22 (26.8%)	0
所在地不明タウン	6 (7.3%)	0
合計	82 (100 %)	18 (100 %)

(出所: *J.H.R.*, vol. 1, p. 77. より作成。)

あわせて分類タウン別任命委員数と比率を明示した。既述した経緯からも判断して、大商人、大政治家を中心とする参議会もこの法律の制定に強く反対しなかったことを考えれば、これらのメンバーは個人により編差を伴ったが、大勢としてはほぼ公立土地銀行を支持したものと思われる。ただここでも、これらの各メンバーの経済的、社会的出自、とりわけ職業が判明しないという根本的な限界を孕んでいる。

代議院は当時、10の郡下の各タウンの代表者82名から構成されていた。そのうち18名におよぶ代表委員は、タウン数が極端に少ないナンタケット郡（タウン数1）、ヨーク郡（タウン数4）からは任命されていなかった。なお、デューケ郡からは一人の代議員も選出されていなかった。ここで注目されるのは、サフォーク郡ボストンは4人の代議員を選出していたが、そのうち3名が委員として顔を出しておらず、やはり彼等が重要なポイントを握っていたことが看取出来る。ちなみに、ボストンの他に複数の代議員を選出していたタウンはセイラム、イプスウィッチ、ニュー・ベリー、チャールズタウンである。これらのタウンは二人選挙区でボストンに次いで影響力を行使していた。これらはいずれも海港都市である。なかでもボストン、セイラムは沿岸貿易都市としてもより、海外貿易都市としても早くから栄え、造船業、海運業、商業の中心地であった。⁽³⁴⁾ イプスウィッチ、ニュー・ベリー、チャールズタウンは沿岸貿易都市として発達し、上記のボストン、セイラムさらにはソールズベリーとともに、造船業の中心地であった。⁽³⁵⁾ なお、バーンスタイブルも沿岸貿易の発展した海港タウンであった。

ところで、18名の委員を選出した各郡は、上記の3郡を除き全般に拡散しているものの、各タウン別にみてみるとその大部分は東部の海港タウン（その比率83.3%）、もしくはその隣接タウン（同5.7%）である。そしてこれらのタウンには、上述した有力な海外、沿岸貿易都市がソールズベリーを除きすべて含ま

(34) 平出宣道『近代資本主義成立史論——アメリカ経済史序説——』日本評論新社、1958、199-249頁。

(35) Hutchinson, *op. cit.*, vol. 2, p. 232. William B. Weeden, *Economic and Social History of New England 1620-1789*, 2 vols., vol. 1, 1890, rpt., Hillary House Publishers LTD., New York, 1963, p. 253.

れている。ハンプシャー郡のスプリングフィールド、ノーザンptonは内陸部のタウンであるが、コネティカット川の上流にある、いわゆるリヴァー・タウン⁽³⁶⁾（同11%）であり、純粹内陸農村タウンではなかった。したがって、純粹内陸タウンからの代議員が26.8%の比率をしめ、かなりの数にのぼり選出されているにもかかわらず、内陸タウンからの選出議員が委員として任命されていないことが判かる。例えば、当農村の真直中から鉄工業の中心地として漸く輩出しあじめたプリマス郡のブリッヂウォーター、ペンブローク、エセックス郡のトップスフィールドからの選出議員は、委員には任命されていなかった。また17世紀はもとより18世紀を通じマサチューセッツの鉄工業をリードしたブリストル郡のタートンからの選出議員も委員には任命されていなかった。⁽³⁷⁾さらには、40年に一旦設立をみた私立の土地銀行に、比較的多くの応募者を出した内陸農村タウン、ミドルセックス郡のサドベリー、コンコードに至っても委員を出すには至っていなかった。まして、この私立土地銀行に多数の応募者を出したウースター郡、なかでもその中心地ウースターは開拓が進みはじめたばかり⁽³⁸⁾であり、代議員さえも選出していなかった。このタウンが代議員を議会へ送りだしたのは27年5月の選挙からだった。⁽⁴⁰⁾

かく考えるならば、公立銀行をとくに積極的に支持した代議院メンバーは、ボストンを中心とするクックを先頭に、地方の海港都市、その隣接タウン、もししくはリヴァー・タウン選出の人々と考えても差し支えなかろう。勿論、この段階にあって代議員を選出するまでになった開拓ラインは、海岸線より限定されていた。海港都市もしくはそれに隣接したタウンの代表者といつても、ただちに商業と繋がりのある階層、すなわち商人階級だけと断定することは危険である。例えば、イップスウッチ、ニューベリーはもとより、海港近隣都市のミドル

(36) 平出、前掲書、239-43頁。

(37) 当時の鉄工業については、拙著『アメリカ植民地工業史論——イギリス重商主義との関連において——』泉文堂、1977、第4章を参照。

(38) George Athan Billias, *The Massachusetts Land Bankers of 1740*, University of Maine, 1959, Appendix B & C を参照。

(39) Metz, op. cit., p. 55. 1718年には200人以上の人々が住んでいた。

(40) J.H.R., vol. 7, p. 226.

セックス郡ニュートンは河川により海岸とダイレクトに結びついているが、と同時にこれらの諸タウンの背後には農村地帯が延々と広がっていた。しかも、この地域には18世紀に入るとともに社会的分業も漸次的ながら展開し、各種の手工業者や小商人が輩出していた。⁽⁴¹⁾ また、サフォーク郡のヒンガムは明らかに海港都市であったが、この近くにはすでに製鉄所が建設されていた。農民ひいては鉄工業者の利益に関係する、ないしは代弁する人々が代表者として選出されている可能性が全くないとはいえない。まして、この地域の農民、鉄工業者にとって局地的な日常需要用さらには近隣都市市場向けの生産物を生産、製造している場合、ほぼ次のことが推定される。彼等は次第に貨幣経済に巻き込まれる一方、自ずから積極的にこれに参画しながら通貨の利用、ひいては通貨膨張を支持、主張した。彼等は公立土地銀行から安全かつ低利な融資をえ、それを利用して生産の増加をはかり、さらにはこれらの生産物価格の上昇をもくろんだ。と同時に、彼等がこうした通貨膨張によるインフレーション的貨幣、通貨政策を支持するか否かの分岐点は、まさに自給自足的な経済の状況にあるかどうか、すなわち市場経済に巻き込まれているかどうか、あるいはその程度に⁽⁴²⁾ 左右していたものと思われる。

上述のような幾つかの事例をあげた内陸農村タウンは、その意味でいまだ市場経済に巻き込まれることも少なく、むしろ自給自足の状況に近かったものと考えられる。このような農村社会では海港都市もしくはそれに隣接した農村地域とは異なり、土地銀行券の発行ひいては通貨膨張には必ずしも積極的ではな

(41) この点については、中村勝己『アメリカ資本主義の成立』日本評論社、1966年、134-36頁。

(42) こうした見解の大筋はベルツの指摘からヒントをえた。彼は債権者たる商人が硬貨を主張し、債務者たる農民が paper money を支持したとする従来の考え方に対し一部修正をほどこした。史実はむしろ商人が paper money を支持している間、農民たちが逆にこれにためらい、抵抗したとした。彼は、市場向きの生産を行っていた農民が信用証券の使用に賛成したが、自給自足下の農民がこれに反対したとした。農民たちが態度を変更し、これを受け入れるようになったのは、1730年代およびそれ以降とした。彼の見解の根拠は、後述するコルマン、ウィグルズワース (Edward Wigglesworth) 等のパンフレットであり、具体的な実例を資料の中に求めていない。しかも、工業生産者層の動向分析を欠いているが、示唆に富んだ論文である。Belz, op. cit.

かったように思われる。事実、農民を対象に私立土地銀行による土地銀行券の発行が、彼等の生産物価格はもとより農場価格をも上昇させると本格的に説明したのは、後述するように1720年のコルマンのパンフレットが最初であった。⁽⁴³⁾ コルマンと対立的に金、銀とリンクした安定した通貨の発行をめざしたウィグルズワース (Edward Wigglesworth) もまた、同年紙幣が（農村）地方の生産に使用出来るとそのメリットを説いた。⁽⁴⁴⁾ また、ワイズも同じ年、3冊のパンフレットを発行し、私立土地銀行を支持した。⁽⁴⁵⁾ これらの主張は、いずれも自給自足下のもとで市場での特別の購入を必要としない限り、紙幣通貨の使用に消極的もしくはためらっていた農民を対象に、彼等への支持をとくに訴えたものと思われる。彼等への主張が東部海岸線よりの農民へはともかくも、自給自足経済に近い内陸農民へと浸透するのは、これらのパンフレット発行後もうしばらくの時が必要だった。この間、クックのような大衆党の指導者は、代議院において多数派をしめるべくその一環として、これら内陸タウンの市場経済への移行に伴い、この地の住民へインフレーション的貨幣、通貨政策を訴えた。事実、次第に支持されることとなった。さらにこの奥地のフロンティア住民に対しては、彼等をインディアンの攻撃から防衛するとの名目で、19年から26年にかけて積極的なインディアン戦争を主張した。彼等の支持、理解をえんがためであった。インディアン戦争費用は結局のところ、信用証券の発行により捻出されることとなり、クック等が意図した通貨膨張を助長することに結果した。

以上の検討からも判明するように、公立土地銀行を積極的に支持したのは、ボストンを中心に東部の幅広い海岸線上の諸タウンの居住者といえよう。彼等は多分に各地方の海港都市の商人、もしくは市場向けの生産、販売に携わっていた人々であった。さらに推論を重ねれば、従来からクックと結びつきの深

(43) C.C.R., vol. 1, pp. 407-09. 原名ならびに要旨は本項目〔III〕をみよ。また、後述する *Some Proposals to benefit the Province.* の著者も20年、ほぼ同じような趣旨の見解を述べている。彼によれば、公立土地銀行が未開拓の土地価値を20%もしくは30%上昇させるとともに、生産物価格も騰貴させると説いている。C.C.R., vol. 2, pp. 100-03.

(44) C.C.R., vol. 2, pp. 141-42. 原名ならびに要旨は本項目〔III〕をみよ。

(45) ワイズの3冊のパンフレットと内容については、本項目〔III〕をみよ。

かったボストンの中位の上層の商人がこれに一枚くわわり、上述の人々とともにこれを推進したと思われる。内陸部の農村タウンの利害と繋がる農民および工業生産者は、この時点にあっては依然として参加していなかったというのが至極妥当な判断といえよう。メッツの主張は、大筋において認められるものの内陸部タウンの農民、工業生産者の動向把握が欠落しているところに欠陥があった。

[III] 1721年の公立土地銀行

1) 経緯

a 第1段階

① 1720年4月。マサチューセッツ、コネティカット、ロード・アイランドの各政府は、信用証券に関し、公的利息のためになすべき相談を行う会合をもつ。マサチューセッツからの代表委員として、ショート総督より指名されたショーウォル他3人の参議員が出席する。ここで、次の3点、(1)土地銀行券(ローンに基づく信用証券)のこれ以上の発行を行わない (2)毎年政府を財政的に支援する上に必要な、経常経費額以上の信用証券は発行してはならない (3)すべての信用証券は発行を規定した法律に基づき期限通りに回収する、が確認される。⁽⁴⁶⁾

② 同年7月19日。同年4月に確認された報告が総督と参議会で承認される。⁽⁴⁷⁾ この報告が代議院へ送付され、朗読される。

③ 同年7月19日。代議院はこの報告を拒否する一方、公的信用証券の価値を高め、かつ維持する方法と手段を検討する委員会を設置する。委員にはクック他6名が任命される。⁽⁴⁸⁾

b 第2段階

④ 同年11月19日。取引手段に関し、植民地の現状を検討し、かつ代議院へ報告する委員にクック他11名が任命される。⁽⁴⁹⁾

(46) *J.H.R.*, vol. 2, p. 249. Metz, *op. cit.*, pp. 199-200. Felt, *op. cit.*, pp. 72-73.

(47) *J.H.R.*, vol. 2, p. 249. Metz, *op. cit.*, p. 200. Felt, *op. cit.*, p. 73.

(48) *J.H.R.*, vol. 2, p. 249. Metz, *op. cit.*, p. 200. Felt, *op. cit.*, p. 73.

(49) *J.H.R.*, vol. 2, p. 291.

⑤ 同年11月25日。上記委員会の委員長クックが報告を行い、それが朗読さ
(50)
 れる。

⑥ 同年11月29日。委員会報告が再度朗読される。クック他2名が代議院へ
(51)
 法案の草案を準備し、提出する委員となる。

⑦ 同年11月30日。委員長クックが次の法案 A Bill, Intituled, An Act,
 For the Making and Emitting the Sum of £ 100000 in Bills of Credit on this
 Province, in such manner as in this Act is hereafter Declared. を上程する。
(52)
 上記法案の第1読会がもたれる。

⑧ 同年12月1日。上記法案の第2読会がもたれる。

⑨ 同年12月3日。上記法案の第3読会がもたれ、通過する。

⑩ 同年12月5日。上記委員会の委員長クックは次の法案 A Bill Intituled
 An Act, Prohibiting the Selling, Buying, Uttering or Exchanging Silver
 Money, at greater, or higher Rates than they were Sett at and ascertained
 by a Act of Parliament, Intituled An Act, for ascertaining the Rates of
 Foreign Coin, in Her Majesties Plantations in America. を上程する。この法
(53)
 案の第1読会がもたれる。

⑪ 同年12月6日。上記法案の第2, 第3読会がもたれ、通過する。この法
 案が12月3日に通過した10万ポンドの発行をはかった法案とともに参議会へ送
(54)
 付される。

⑫ 同年12月8日。上述の両法案がともに参議会において同意せぬ旨の報告
(55)
 を、代議院はうける。

c 第3段階

(50) *J.H.R.*, vol. 2, p. 308.

(51) *J.H.R.*, vol. 2, p. 314.

(52) *J.H.R.*, vol. 2, p. 315.

(53) *J.H.R.*, vol. 2, p. 317.

(54) *J.H.R.*, vol. 2, p. 322.

(55) *J.H.R.*, vol. 2, p. 324.

(56) *J.H.R.*, vol. 2, p. 325.

(57) *J.H.R.*, vol. 2, pp. 331-32.

(13) 1721年3月15日。より多くの信用証券を発行するための方法と基礎を検討し、代議院へ報告する委員が任命される。⁽⁵⁸⁾ クック他6名が選出される。

(14) 同年3月16日。1720年12月3日、12月6日に通過した二つの法案は、それぞれ明朝第1読会がもたれるよう命令される。⁽⁵⁹⁾

(15) 同年3月17日。上記の二つの法案に関する、第1、第2読会がそれぞれもたれる。⁽⁶⁰⁾

(16) 同年3月17日。両法案とも第3読会がもたれ、通過する。⁽⁶¹⁾

d 第4段階

(17) 同年3月21日。参議会は10万ポンドの発行を認める上記法案を拒否する。ただし、参議会は合理的かつ十分な植民地証券(Province Bills)が、この開期中にまさしく安全かつ十分な方法で作成され、かつ発行されることに同意する。⁽⁶²⁾ この目的を達成するために合同委員会の設置が提案される。代議院からのメンバーにはクック他8名、参議会からはシューウォル、ハッチンソン(Thomas Hutchinson, Sr., 以下、4代目ハッチンソンと記す。)他5名が任命される。⁽⁶³⁾

(18) 同年3月24日。両院の合同委員会によって準備された5万ポンド発行の一法案 A Bill, Intituled, An Act, For the Making and Emitting the Sum of Fifty Thousand Pounds, in Bills of Credit on this Province, in such manner as is hereafter Expressed.⁽⁶⁴⁾ の第1読会がもたれる。

(19) 同年3月24日。上記法案の第2読会がもたれる。⁽⁶⁵⁾

(20) 同年3月30日。上記法案の第3読会がもたれ、通過する。⁽⁶⁶⁾

(58) *J.H.R.*, vol. 2, p. 360.

(59) *J.H.R.*, vol. 2, pp. 360-62.

(60) *J.H.R.*, vol. 2, p. 362.

(61) *J.H.R.*, vol. 2, p. 363.

(62) *J.H.R.*, vol. 2, p. 371.

(63) *J.H.R.*, vol. 2, pp. 371-72.

(64) *J.H.R.*, vol. 2, p. 377.

(65) *J.H.R.*, vol. 2, p. 377.

(66) *J.H.R.*, vol. 2, p. 387.

(21) 同年3月31日。上記法案が可決する。⁽⁶⁷⁾

2) 背景と推進主体

シューート総督、参議会さらには代議院間の対立と妥協のもとで、当初の10万ポンドから5万ポンドに減額されて成立をみたこの公立土地銀行は、どのような背景と主体により進められたものだろうか。まずは、貨幣、通貨をめぐる一般的な事情を説明することからその手懸りをえることとしよう。当時の状況についてハッチンソンは以下のとく述べている。「……植民地のトレードは衰退した。そこには通貨不足に対する一般的な叫びがあった。唯一の通貨だった信用証券は減価していた。その減価はすべての債権者にとって苛酷だった。」⁽⁶⁸⁾と。「……(信用) 証券の私的ならびに公的発行に関する多数の企画が救済策として提案されたが、唯一の効果的なそれ、すなわち証券の完全な廃止はなおざりにされた」と。⁽⁶⁹⁾彼は植民地時代末期に総督となり、王党派中最大の指導者となつた大政治家、大商人であった。また彼は、通貨問題に対して強硬な硬貨主義者として有名だった。彼の減価する通貨に対する厳しい態度、姿勢はともかくとして、植民地が直面している景気後退、貨幣不足そして信用証券の減価とその弊害について、適確な説明をほどこしているといえよう。とはいえる、彼の指摘はあくまでも抽象的な描写にとどまっていた。以下、彼も暗示しているように、救済策として提案されたパンフレット上の企画内容を分析することにより、当時における貨幣、通貨事情をもう一步立ち入って検討したい。19年から21年にかけて私立土地銀行と公立土地銀行間の対立を軸に、これに金、銀とリンクした正貨銀行の論議もくわわり、合計19のパンフレットが発行された。パンフレットの集中発刊は14年に続いて生じたものであるが、発行されたパンフレットの数はもとよりその内容の豊富さからみても、この時期の方がはるかにパンフレット合戦と呼ぶにふさわしいものだった。パンフレットで主張された提案は、いずれも当時における貨幣、通貨をめぐる問題が具体的に表現されている。その上、21年の公立土地銀行の実現とも全く無関係ではないので、発行されたパンフレットを論点不鮮明な3点を除き、4項目に分類、整理して検討

(67) *J.H.R.*, vol. 2, p. 389, Felt, *op. cit.*, p. 77.

(68) Hutchinson, *op. cit.*, vol. 2, p. 231.

(69) *Ibid.*, p. 232.

する。

④(a) 減価する信用証券への批判パンフレット

① *The present melancholy Circumstances of the Province considered, and Methods for Redress humbly proposed, in a Letter from one in the Countrey to One in Boston,* 1719.⁽⁷⁰⁾

② *An Addition to a present melancholy Circumstances of the Province considered etc. March 6 th 1718, 9. exhibiting Considerations about Labour, Commerce, Money, Notes, or Bills of Credit.* 1719.⁽⁷¹⁾

③ *Reflections on the present State of the Province of Massachusett=Bay in General, and Town of Boston in Particular; relating to Bills of Credit and the Support of Trade by them: as the same has been lately represented in several Pamphlets,* 1720.⁽⁷²⁾

④ *The second Part of South-Sea Stock. being An Inquiry into the Original of Province Bills or Bills of Credit, now in Use in his majesty's Plantations, more especially in New-England; with some Thoughts relating to the Advantage, or Hurt done by Emitting the said Bill,* 1721.⁽⁷³⁾

これらのパンフレットでは若干のニュアンスの差があるが、減価していく公的信用証券の発行を批判している。(1)植民地産業の育成 (2)輸出の増大 (3)浪費を慎しみ節約による輸入の減少 (4)銀貨の流出阻止、等々が論じられている。

④(b) 公立正貨銀行支持のパンフレット

⑤ *A Letter from One in the Country to his Friend in Boston, containing some Remarks upon a late Pamphlet, entituled, the distressed State of the Town of Boston, Etc.,* 1720.⁽⁷⁴⁾

⑥ *A Vindication of the Remarks of One in the Country upon the distressed State of Boston, from some Exceptions made against 'em in a Letter to Mr. Col-*

(70) *C.C.R.*, vol. 1, pp. 351-65.

(71) *C.C.R.*, vol. 1, pp. 367-96.

(72) *C.C.R.*, vol. 2, pp. 43-62.

(73) *C.C.R.*, vol. 2, pp. 302-32.

(74) *C.C.R.*, vol. 1, pp. 415-42.

⁽⁷⁵⁾
man, 1720.

⑦ *A Project for the Emission of an Hundred Thousand Pounds of Province Bills, in such a Manner as to keep their Credit up equal to Silver, and to bring an Hundred Thousand Pounds of Silver Money into the Countrey in a few Years,*
⁽⁷⁶⁾
1720.

これらのパンフレットは、いずれも前述したウィグルズワースの著作である。ここでは長期にわたる信用の供与さらには信用証券の増大は浪費をひき起こし、輸入を増大すると説明する。解決策としては産業と農業の育成ならびに質素をあげる。と同時に、金、銀とリンクした安定した通貨を発行するよう主張する。これは減価する信用証券に対する評価に関しては、⑧と同一であるが、金、銀貨幣の不足状態を鑑み、金、銀とリンクしたより安定した通貨の発行、いわゆる正貨銀行の原型の設立をめざしたものといえる。

⑤ 私立土地銀行支持のパンフレット

⑧ *The distressed State of the Town of Boston, etc. considered. in a Letter from a Gentleman in the Town, to his Friend in the Countrey,*
⁽⁷⁷⁾
1720.

⑨ *A Letter from a Gentleman, containing some Remarks upon the several Answers given unto Mr. Colman's, entituled, the distressed State of the Town of Boston,*
⁽⁷⁸⁾
1720.

⑩ *The distressed State of the Town of Boston once more considered. and Methods for Redress humbly proposed. with Remarks on the pretended Country-man's Answer to the Book, entituled, the distressed State of the Town of Boston, Etc. with a Scheme for a Bank laid down : and Methods for bringing in Silver Money,*
⁽⁷⁹⁾
proposed, 1720.

⑪ *Reflections upon Reflections : or, more News from Robinson Crusoe's Island, in a Dialogue between a Country Representative and a Boston Gentleman, July 12.*

(75) C.C.R., vol. 2, pp. 19-40.

(76) C.C.R., vol. 2, pp. 139-56.

(77) C.C.R., vol. 1, pp. 397-408.

(78) C.C.R., vol. 2, pp. 1-17.

(79) C.C.R., vol. 2, pp. 64-90.

1720, 1720.⁽⁸⁰⁾

⑫ *A Letter to an eminent Clergy-Man in the Massachusett's Bay. containing some just Remarks, and necessary Cautions, relating to Public Affairs in that Province,* 1720.⁽⁸¹⁾

⑬ *A Word of Comfort to a melancholy Country. or the Bank of Credit erected in the Massachusetts-Bay, fairly defended by a Discovery of the great Benefit, accruing by it to the whole Province; with a Remedy for recovering a civil State when sinking under Desperation by a Defeat on their Bank of Credit,* 1721.⁽⁸²⁾

⑭ *A friendly Check, from a kind Relation, to the chief Cannoneer, founded on a late Information, dated N.E. Castle-William,* 1720, 21, 1721.⁽⁸³⁾

⑧, ⑩はコルマン, ⑨はノイズ, ⑪はクック, ⑫, ⑬, ⑭はワイズの著作である。これらのパンフレットでは現状の景気後退を金, 銀貨幣はもとより信用証券の不足に求め, 私立土地銀行の設立による通貨膨張を主張する。公立土地銀行券はいずれ回収されるが, 私立土地銀行券は回収されることなく, また返済にあてられた利子通貨 (interest money) も流通するとした。⁽⁸⁴⁾ なお, ノイズ, クックのパンフレットが, コルマンならびにコルマンの私立土地銀行企画を側面より弁護するも, その主要目的は代議院, 参議会選挙を有利に戦うためのものであった。政治的色彩の強い小冊子だった。⁽⁸⁵⁾

⑮ 公立土地銀行 (ロンバード銀行) 支持のパンフレット

⑯ *Some Proposals to benefit the Province,* 1720.⁽⁸⁶⁾

⑰ *A Discourse, shewing, that the real first Cause of the Straits and Difficulties of this Province of the Massachusetts Bay, is it's Extravagancy, & not Paper Money: and also what is a safe Foundation to raise a Bank of Credit on, and*

(80) *C.C.R.*, vol. 2, pp. 107-21.

(81) *C.C.R.*, vol. 2, pp. 227-42.

(82) *C.C.R.*, vol. 2, pp. 159-223.

(83) *C.C.R.*, vol. 2, pp. 245-50.

(84) *C.C.R.*, vol. 1, p. 406.

(85) Metz, op. cit., p. 190.

(86) *C.C.R.*, vol. 2, pp. 97-107.

what not, (with some Remarks on Amicus Patric,) & a Projection for emitting of more Bills of Credit on the Province. by Way of Dialogue, between a Representative in said Province, and a certain Gentleman, concerned for the Good of his native Country, 1721.

⑯は土地担保に基づく土地銀行を企図したものであり、⑰は生産物もしくは輸出可能な動産を保証とするロンバード銀行の設立をめざしたものである。これらのパンフレットでは植民地の窮乏と困難の真の原因は浪費であり、紙幣ではないとし、紙幣発行を是認するも発行主体を政府に求めている。しかも、これらはローンの返済を、生産物もしくは輸出可能な製品でおこなうこととし、発行証券の償還も十分に意識している点に特徴がある。

以上のパンフレット合戦からも判明するように、20年に進行しはじめた景気停滯とその打開、さらには信用証券、土地銀行券の発行による通貨インフレーションをめぐり、ほぼ4つの議論が闘われていた。この中にあって、Ⓐ、Ⓑの論点は後日強硬な硬貨主義者たちにより継承、発展された。とりわけⒷは18世紀の30年代以降、私立の正貨銀行、公立の正貨銀行として具体的、政策的に繰り返し主張された内容であった。しかし、この段階にあっては有力な政治家、商人たちが、これを支持、支援するまでには至らず、単なるパンフレット上における議論にとどまった。Ⓒ、Ⓓ間の抗争がやはり14年の時と同じく支配的であったといえる。ただ14年の時と決定的に異なるのは、クックとノイズが強硬な私立土地銀行支持者コルマンとともに、14年には私立銀行を推進したのにもかかわらず、2年後には公立銀行の設立にイニシャチブを発揮した経緯があった。今や彼等にはコルマンとは違い、私立の土地銀行の実現のみが唯一の手段ではなかった。彼等にあっては私立土地銀行の設立が不可能であるのに対し、公立土地銀行の可能性が高いことを察知していた。公立、私立のいかんを問わず、通貨膨張の実現を具体的にはかることが、当面現実可能な一つの政治目標だった。彼等は20年、長年の友人、コルマンを支援すべくパンフレットを発行し、私立土地銀行を支持した。しかし、彼等の意図は、むしろ自ずから

(87) C.C.R., vol. 2, pp. 279-300.

(88) この点の様相および原因については、Metz, op. cit., pp. 184-86.

がひきいる反体制派グループが選挙戦を闘い抜くためのものであった。私立土地銀行を主張するパンフレットが多数発刊された割には、私立銀行設立に必要な具体的な行動がとれなかったのはこのためであった。14年の時とは異なり、有力な政治家を巻き込んだ、私立銀行と公立銀行の対立、抗争がこの時期にあっては、それほど険しいものではなかった。とはいえ、私立土地銀行支持のパンフレットの発行と、その所産たるパンフレット合戦が、間接的にしろ21年、公立土地銀行の設立、実現に波及した。かく考えるならば、21年、公立土地銀行が企画、推進された背景の一つは、私立土地銀行の高揚を未然に防止しつつ、公立土地銀行の設立による温和な通貨増発をめざしたものだった。17年以降、公立土地銀行券を含む信用証券の量が漸次減少し、20年には23万ポンドとなった。この額は12年の水準とほぼ同一であった。こうしたデフレーション的傾向に対し、租税収入により既発の信用証券の回収を回避し、流通量の急激な減少をストップさせる動きがあった。⁽⁸⁹⁾ こうした動向は、すでに15年頃から徐々に進展しはじめた現象であるが、この時点にあっても事態はほぼ似たようなものであった。

また、14年発行の土地銀行券は、回収期限がきれても依然として約13,000ポンドほどが流通していた。⁽⁹⁰⁾ こうした事態の推移は、通貨収縮を阻止、抵抗せんとした結果に外ならず、全般にインフレーション的傾向を助長した。さらに19年より26年にかけて小規模ながら、インディアンとの衝突が辺境にて勃発した。⁽⁹¹⁾ この紛争はただちに信用証券の大量発行にダイレクトに結びつかなかった⁽⁹²⁾ が、戦時費用としての信用証券の発行が次第に増大した。

ショート総督は通貨膨張とこれに係わる信用証券の減価に反対した。これは20年4月の会合からも十分に確認出来る。その上彼は20年9月27日付の訓令を商務院を通じ受理した。多分にこれは20年の末から21年早々に彼の手元にとどいたはずである。その訓令はほぼ次のような内容のものであった。信用証券の

(89) 20年7月19日、20日の代議院議事録をみよ。J.H.R., vol. 2, pp. 245, 252-53.

Metz, op. cit., p. 200.

(90) Ibid., p. 215.

(91) Davis, *Currency*, p. 80.

(92) Metz, op. cit., p. 295.

発行に係わる植民地の法律には、国王の認可が下される迄はその法律の実効を停止する一条項を挿入しなければならないとした。⁽⁹³⁾ この訓令には将来の見込み租税収入に基づき、しかも毎年必要とする政府の経常支出に見合う以上の信用証券の発行は、一切認めないとの姿勢が表示されていた。したがって、ショート総督下の21年の公立銀行企画は、16年のそれがテーラー副総督時代に実質的に進行したケースとは自ずから異質なものであった。通貨発行自体はもとより程度、条件をめぐり、鋭い対立が根底にあったことを十分に想定させる。

このような状況はマサチューセッツにおける次のような政治的混迷、対立の中で進められた。16年の公立銀行の実現に指導的な役割を果した反体制派の指導者クックは、20年5月の選挙により再び代議員に選ばれた。しかも代議院議長に選出された。ノイズも代議員に選出される一方、彼等に好意的であるか、もしくは支持者ともいるべきテーラー、バイフィールドさらにはクラークが⁽⁹⁴⁾参議員に選出された。この時期、クック派の勢力は一つのピークを迎えた。彼等は従来よりショート総督、参議会に代表される植民地政府と、植民地政治のあり方ひいては本国イギリスとの関係をめぐり対立関係にあった。なかでも租税徴集、総督等のサラリー、通貨政策、インディアンとの紛争問題に関し対抗関係にあった。ショート総督はただちにクックの議長就任を拒否するとともに、バイフィールド、クラークを参議員に任命することを拒否した。⁽⁹⁵⁾ 議長をめぐる代議院と総督間の対立は、結局のところ解消されず、再選挙の実施により⁽⁹⁶⁾ 7月13日、新しい代議員が選出された。⁽⁹⁷⁾ ボストン選出の議員にはクック、ノイズ、クラーク、W. クラーク (William Clark) がなった。クックは議長に再選されなかったが、全般にショート派が退潮し、クックグループの勢力は増大こそそれ、衰えることはなかった。

(93) 通常、第14の訓令、Leonard Woods Labaree, *Royal Instructions to British Colonial Governors 1670-1776*, Octagon Books, Inc., New York, 1967, 2 vols., vol. 1, p. 218. *J.H.R.*, vol. 8, p. 163. Davis, *Currency*, pp. 63-64.

(94) *J.H.R.*, vol. 2, pp. 226-30.

(95) *J.H.R.*, vol. 2, p. 229.

(96) *J.H.R.*, vol. 2, p. 232.

(97) *J.H.R.*, vol. 2, pp. 234-35.

(98) Metz, op. cit., p. 196.

クック勢力の拡大の下で企画された21年の公立土地銀行は、上述の経緯からも判明するように当初より最終法案の作成に至る迄首尾一貫してクックが参加し、主導権を握った。彼は16年の場合と同様、10万ポンドの大量の銀行券の発行をめざした。これに対抗した総督ならびに参議会側には、21年3月21日の合同委員会の参議会メンバーがつらねた。シューウォル、4代目ハッチンソン、タウンゼント(Pen Townsend)、ブラウン(Samuel Brown)、クッシング(John Cushing)、ペイン(Nathaniel Paine)、オーティス(John Otis)が加担した。前者2人は強硬な硬貨主義者として有名であり、ブラウン、クッシング、オーティスとともに15年以降毎年参議員に選出されていた。いわば、大政治家、大商人の一員であった。タウンゼント、ペインもこの間、1年もしくは2年という短期間を除き、連続して参議員に選出されていた。当時の参議員は⁽⁹⁹⁾28名より構成されており、地域別選出構成はマサチューセッツ湾地域18名、ニュー・プリマス地域4名、メイン地域3名、サガディホーとノヴァ・スコシア間の地域1名、全地域対象区から2名であった。シューウォル、4代目ハッチンソン、ブラウン、タウンゼントはマサチューセッツ湾、クッシング、オーティスはニュー・プリマス、ペインは全地域対象区からの代表者だった。なお、大商人で、参議員を長年つとめた(1702年—17年迄)ベルチャーは、14年および16年の公立土地銀行の実現に積極的に関与したが、17年にはすでに死亡していた。この企画には参加出来なかった。

大商人、大政治家を中心とする総督、参議会側の事情について、メッツは次のように論述している。「(合同)委員会の参議会メンバーにはシューウォル、タウンゼント、4代目ハッチンソンのような sound money men が出席した。にもかかわらず、代議院のインフレーション主唱者との穏和な妥協以上の成果は達成出来なかった」と。「提案された発行額を半額にカットし、かつ極端なインフレーションに反対して安全装置(safeguard)を設けた。このことによつて、参議会の大多数は、7人の反対を無視し、その法案を認可した。……」

(99) *J.H.R.*, vol. 2, p. 230.

(100) Metz, op. cit., p. 215.

(101) Ibid., p. 215.

「シート総督も通貨の減価に異議を申し立てたが、〔この法律に〕署名した」⁽¹⁰²⁾と。なお、安全装置とは項目3で論及するが、発行した銀行券を26年から31年にかけて毎年5分の1づつ1万ポンドを租税収入により回収することをさしている。この銀行に反対した参議員7名の氏名をメツは明示していない。残念ながら、現在のところこれを確認することが出来ない。いずれにしても、この公立土地銀行は14年、16年の場合とは若干異なり、公立銀行の設立要求の中でその実現を前提としつつ、発行量、発行条件をめぐる対立と妥協のもとで結着した。と同時に、14年の場合と同じように、総督、参議会と代議院との抗争を基軸に、その背後に大商人と中位の上層の商人との争いがうかがわれる。

ただし推進層に関し上記の分析以上のことを行うとすれば、神政政治をめざすマザーとそのグループ、さらにはこれに対抗しつつ台頭してきたワイズと彼の支持者層に注目する必要がある。マザー父子と旧ピューリタン指導者層は、17世紀80年代以降植民地政治において影響力を急速に失墜した。それでも、新しい特許状の交付をめぐる混迷の時期に新体制を積極的に支持し、体制派の一翼をなんとか形成していた。⁽¹⁰³⁾また、マザーは通貨の価値下落を不正とみなし、断固として排斥しなければならないとしながらも、政府発行の信用証券の熱心な主唱者であった。しかし、フィップス(William Phips, 在任期間1691年—95年)総督時代と異なり、ダッドリー総督期間中(1702年—15年)公的生活から完全に駆逐されたマザーは、反ダッドリーモードの一翼を形成した。ダッドリー総督への敵対関係もくわわり、マザーは14年、クック主導の反対制派の支援をえたコルマンの私立土地銀行企画を背後より支援した。その後ダッドリー総督の解任後、バージェス総督を経て就任したシート総督を支援した。

総督のクック議長の就任拒否と、代議院の解散をめぐる総督と代議院間の対立の中で、マザーは20年、パンフレット*News from Robinson Crusoe Island.*⁽¹⁰⁴⁾を発行した。ここで彼は代議院の行動を非難する一方、総督を弁護した。このこ

(102) *Ibid.*, pp. 215-16.

(103) *Dictionary of American Biography*, Allen Johnson Charles Scribner's Sons, New York, 1927, rpt., 1957, マザーの項目をみよ。

(104) *C.C.R.*, vol. 1, p. 59.

(105) Metz, op. cit., p. 195.

とはダッドリー総督の時代を除き体制派を支持し、もともと対抗的な関係にあった反体制派クックとの訣別と総督の支持とを意味した。⁽¹⁰⁶⁾

このパンフレットはあくまでも政治問題を扱ったものであり、通貨の件に関しては論及していないが、⁽¹⁰⁷⁾ 彼が総督ひいては植民地政府側を支持したことによれば、⁽¹⁰⁸⁾ この時期マザーは植民地政治に対し影響力をほとんど失っていたとはいえ、依然として教会にあってはリーダーとしての地位を保持していた。マザーはボストンをはじめとする海港都市のピューリタン商人を中心があらゆる階層の人々から支持をえていた。が、10年代には民主的な教会運営を主張し、自営農民、都市の職人、小商人からの支持をえたワイズの台頭に対し、マザーは次第に保守派に転じ、富裕階層を主たる支持者としていた。時あたかもこの時期、ワイズは小冊子3冊を発行し、私立土地銀行の設立による通貨発行を主張していた。もともとマザーも通貨発行には積極的であったが、⁽¹⁰⁹⁾ ワイズは公的信用証券そして特に土地銀行にはさらに積極的であった。ワイズは通貨が地方の製品価格を上昇させ農民にとって有利であると訴える一方、俸給生活者のサラリーも上昇すると論じた。⁽¹¹⁰⁾

彼のこの主張が、ただちにすべての農民や俸給生活者からの支持をえたとは思われない。しかし、宗教上における彼の基本的な支持グループとも考えあわせるならば、上述のグループ層からの理解と支持とをえられたであろうことは

(106) 歴史的には、91年の新しい特許状をめぐり、マザー父子は体制派とともに新しい特許状に賛成し、最初の国王任命のフィップス総督の就任にかかわった。その時、1629年の古い特許状を支持し、新しい特許状の認可を拒否せんとしたのが、クックの父クック (Elisha Cooke, Sr.) ならびに彼がひきいていたグループであった。以来クック父子は反体制派を形成するに至った。両グループの間には対抗的な関係にあったが、コトン・マザーが反ダッドリー派の一翼を形成するにともない両グループは一時的ながら連携関係にあった。

(107) *C.C.R.*, vol. 1, p. 59.

(108) メツはマザーが体制派の擁護者になったことのみを簡単に記し、その背景はもとより、公立土地銀行さらには通貨の問題に対し彼がいかなる対応を示したかについては一切論及していない。Metz, *op. cit.*, p. 195.

(109) Joseph Dorfman, *The Economic Mind in American Civilization 1606-1865*, 2 vol., vol. 1, George G. Harrap & Co. LTD., London, 1947, p. 147.

(110) *C.C.R.*, vol. 2, pp. 185-87, 199.

表3 21年の公立土地銀行設立に関与した代議員選出委員メンバー

委 員 名	郡 名	タウン名	タウン区分
Elisha Cooke	Suffolk	Boston	海港タウン
Issac Little	Plymouth	Marshfield	内陸タウン
Ebenezer Austin	Middlesex	Charlestown	海港タウン
Nathaniel Knowlton	Essex	Ipswich	海港タウン
William Dudley	Suffolk	Roxbury	海港近隣タウン
Henry Somerby	Essex	Newbury	海港タウン
Benjamin Whittemore	Middlesex	Concord	内陸タウン
William Throop	Bristol	Bristol	海港タウン
Malatiah Bourn	Barnstable	Sandwich	海港タウン

(出所: *J.H.R.*, vol. 2, pp. 231-35, 371-72. より作成。)

容易に想像しえよう。あるいは海港都市もしくはその近隣タウンにあって、市場経済にすでに巻き込まれていた農民や職人の利益を、ワイスは積極的に代弁、擁護せんとしていたとも考えられる。これは21年の公立土地銀行の実現を、実質的に決定した21年3月21日の合同委員会メンバーの中、代議院選出のメンバー9名の出身タウンを検出することからも推定出来る。コンコード、マーシュフィールドのような内陸農村タウンからの出身議員がこの委員に参加していた。これを示したのが表3である。ちなみに、16年の公立土地銀行を企画した委員会メンバーには、このような内陸タウン出身の議員は、任命されていなかった。内陸タウン出身の委員がただちに農業従事者とは考えられないものの、農業さらには鉄工業をはじめとした生産者に關係する利害を代弁していたことは想像にかたくない。例えば、コンコードでは1660年という早い時期に製鉄所が設立されていた。⁽¹¹¹⁾ いずれにしても、16年の時と比較し、公立銀行の支持もしくは関心地域が21年には次第に内陸地域へも拡大しているだけは事実である。なお、他の残りの7名の委員は海港都市ボストン、イプスウィッチ、チャールズタウン、ニューベリー、ブリストル、サンドウィッチと、近隣タウンロックスベリーからの出身議員であった。依然として海港都市の利害に關係する人々が主流をしめていた。

かく考えるならば、この時期の公立土地銀行を積極的に支持したのは、ボス

(111) 摂著、前掲書、197頁。

トンを中心とする東部の海岸線上の海港都市もしくは近隣タウンであり、それに一部の内陸タウンであった。彼等は多分に各地方の海岸都市の商人であり、もしくは市場向けの生産、敗売に携っていた人々であった。さらには少数ながら内陸部の農村タウンの利害と一致した農民および生産者であった。さらに推論を重ねれば、従来からクックと密接な関係にあったボストンの中位の上層の商人層がこれに加担し、上述の人々とともにこの企画を推進したものと推測される。

[IV] 1728年の公立土地銀行

1) 経緯

a 第1段階

① 1727年6月1日。ダマー副総督は、26年11月9日と27年2月8日付の商務院の命令をうけ、ほぼ次のような内容の所信を表明する。「16年の10万ポンドの貸付による土地銀行券（ローンに基づく信用証券）が依然として流通している事態を憂慮し、翌年の5月迄にその通貨を回収し、破棄する措置をとるよう呼びかける。私は陛下の同意の表明なしには、紙幣通貨の発行を目的としたいざれの法律にも認可を下さない」と。⁽¹¹²⁾

b 第2段階

② 同年6月9日。代議院はこの表明に反対し、同植民地における公的信用証券に関し、適切と思われる方法を企画し、代議院に提出する委員会を設置する。⁽¹¹³⁾ 13名が委員として参加する。

③ 同年6月14日。A Bill Entitled, An Act for the Relief of His Majesties Subjects of this Province, by Enabling them the more Effectually to pay their Public Dues and Taxes, to and for the Support and Defence of this Majesties Government. が上程され、第1読会がもたれる。⁽¹¹⁴⁾

④ 同年6月15日。上記法案の第2読会がもたれる。⁽¹¹⁵⁾

(112) *J.H.R.*, vol. 7, pp. 229-30. Metz, op. cit., p. 299. Davis, *Currency*, p. 72.

(113) *J.H.R.*, vol. 7, p. 245. Metz, op. cit., p. 299.

(114) *J.H.R.*, vol. 7, p. 259. Metz, op. cit., p. 299.

(115) *J.H.R.*, vol. 7, pp. 260-61.

- ⑤ 同年6月16日。上記法案の第3読会がもたれ、通過する。⁽¹¹⁶⁾
 ⑥ 同年6月21日。参議会はこの法案を拒否する。⁽¹¹⁷⁾

c 第3段階

⑦ 同年6月21日。信用証券について報告を行う委員会が設置される。ルイス(Ezekiel Lewis)他3名が委員に任命される。⁽¹¹⁸⁾

⑧ 同年6月22日。5万ポンドの貸付を企図した報告が代議院へ提出され、⁽¹¹⁹⁾代議院はこれを承諾する。

- ⑨ 同年6月22日。参議会はこれを拒否する。⁽¹²⁰⁾

d 第4段階

⑩ 同年6月22日。信用証券に関する合同委員会が設置され、代議院代表委員にはルイス他5名がなる。参議会代表委員にはブラウン他2名が任命される。⁽¹²¹⁾

⑪ 同年6月28日。A Bill Entitled, An Act for the Relief of His Majesties Subjects of this Province by Enabling them the more Effectually to pay their Public Dues and Taxes to and for the Support and Defence of this His Majesties Government. が上程され、第1、第2読会がもたれる。⁽¹²²⁾

- ⑫ 同年6月29日。上記法案の第3読会がもたれ、代議院を通過する。⁽¹²³⁾

- ⑬ 同年7月1日。上記法案は一部修正をともない参議会を通過する。⁽¹²⁴⁾

⑭ 同年7月5日。ダマー副総督は、両院を通過した上記の法案には、陛下が認可する迄は効力を発揮しない一条項を挿入しない限り、署名を行わないと

(116) *J.H.R.*, vol. 7, p. 263. Metz, op.cit., p. 300.

(117) *J.H.R.*, vol. 7, p. 283. Metz, op. cit., p. 300.

(118) *J.H.R.*, vol. 7, p. 283.

(119) *J.H.R.*, vol. 7, p. 284. Metz, op. cit., p. 300. Davis, *Currency*, p. 73.

(120) *J.H.R.*, vol. 7, p. 287. Metz, op. cit., p. 300.

(121) *J.H.R.*, vol. 7, p. 292. 内容は定かではないが5万ポンドの発行を企てた。Metz, op. cit., p. 301. Davis, *Banking*, p. 73.

(122) *J.H.R.*, vol. 7, p. 302.

(123) *J.H.R.*, vol. 7, p. 304.

(124) *J.H.R.*, vol. 7, p. 312.

(125)
表明する。

e 第5段階

⑯ 同年11月29日。信用証券の適當な額の発行と、(16年の) 10万ポンドの
銀行券の回収を検討する委員にクック他6名が任命される。⁽¹²⁶⁾

⑰ 同年12月1日。クックからの報告がなされ、朗読される。⁽¹²⁷⁾

⑯ 同年12月1日。委員会の報告が再度なされる。同意された後、適切な法
案を準備しそれを報告するよう決議する。⁽¹²⁸⁾

⑯ 同年12月6日。A Bill Entitled, An Act for the Relief of His Majesties Subjects of this Province by enabling them the more effectually to pay their Public Dues and Taxes to and for the Support and Defence of His Majesties Government. が上程され、第1読会がもたれる。⁽¹²⁹⁾

⑯ 同年12月6日。上記法案の第2読会がもたれる。⁽¹³⁰⁾

⑯ 同年12月8日。上記法案の第3読会がもたれ、代議院を通過する。⁽¹³¹⁾

⑯ 同年12月9日。参議院は上記法案を拒否する。⁽¹³²⁾

f 第6段階

⑯ 1728年2月14日。信用証券の適當な額の発行と公的収入の徴集、さらには政府の必要経費を支払うための一法案を企画、準備する委員が任命される。
委員にはルイス他4名がなる。⁽¹³³⁾

⑯ 同年2月15日。A Bill Intitled, An Act for Raising and Setting a Public Revenue for and towards defraying the necessary Charges of this Govern-

(125) *J.H.R.*, vol. 7, p. 317. Metz, op. cit., p. 301. Davis, *Currency*, p. 74.

(126) *J.H.R.*, vol. 8, pp. 14-15. Metz, op. cit., pp. 304-05.

(127) *J.H.R.*, vol. 8, p. 21.

(128) *J.H.R.*, vol. 8, p. 21.

(129) *J.H.R.*, vol. 8, p. 30. その内容は、6万ポンドの発行が10年間認められるとすれば、利子収入は総督の固定サラリーに充当せんとしたものだった。Metz, op. cit., pp. 304-05.

(130) *J.H.R.*, vol. 8, p. 31.

(131) *J.H.R.*, vol. 8, p. 35.

(132) *J.H.R.*, vol. 8, p. 55.

(133) *J.H.R.*, vol. 8, p. 151. Metz, op. cit., p. 310.

ment, by an Emission of Sixty Thousand Pounds in Bills of Credit on this Province. が上程され, 第1読会がもたれる。⁽¹³⁴⁾

②④ 同年2月15日。上記法案の第2読会がもたれる。⁽¹³⁵⁾

②⑤ 同年2月16日。上記法案の第3読会がもたれ, 代議院を通過する。⁽¹³⁶⁾

②⑥ 同年2月16日。上記法案は一部修正をともない参議会を通過する。⁽¹³⁷⁾

②⑦ 同年2月21日。この法案に反対していた副総督ダマーも漸く署名する。⁽¹³⁸⁾

2) 背景と推進主体

ジョージ2世の即位(27年6月)にともなってショート総督が退官し, その後, ニュー・ヨーク総督バーネット(Burnet)の総督就任迄の期間に, 本公立土地銀行が企画, 実現された。この間, 副総督ダマーが総督の職務を代行していた。⁽¹³⁹⁾ ダマーは元総督ダッドリーの娘婿で, イギリスの国王に忠実な一人であった。前述の経緯からも判明するように, イギリスからの度重なる訓令, 命令にしたがい, 彼は最後の最後までこの公立土地銀行に反対した。参議会を通過した法案にも一度, 彼は拒否権を発動した。本銀行の成立を最終的に許可した法案が, 参議会を通過した後, 一週間を経て漸く署名するに至ったことからも彼のこの銀行に対する基本的態度は十分にうかがい知ることが出来る。

難産の末に誕生した28年の公立土地銀行の背景と推進主体は, 過去の公立銀行のいずれかにみられた状況と極めて近似していた。戦後不況と金属貨幣ならびに通貨の不足, さらには減価する信用証券の弊害が同時に顕在化していた。ハッチンソンはこの間の事情の一端を次のごとく述べている。「植民地のトレードは悪い状態にあり, そこには貨幣不足に対する一般的な不満があった。信用証券のより一層の発行によって通貨の増大を復古させようとする古い精神があった。……代議員の中の指導者の何人かは債務者であり, 減価する通貨が彼

(134) *J.H.R.*, vol. 8, p. 152.

(135) *J.H.R.*, vol. 8, p. 158.

(136) *J.H.R.*, vol. 8, p. 158.

(137) *J.H.R.*, vol. 8, p. 160.

(138) *J.H.R.*, vol. 8, p. 167. Davis, *Currency*, p. 80.

(139) Metz, op. cit., pp. 305, 312.

(140) Davis, *Currency*, p. 59.

等にとって便利であった。」⁽¹⁴¹⁾と。また、ニュー・ハンプシャーの副総督で、土地所有者兼商人であったウエントワース（John Wentworth）は、次のごとくしたためている。「交換手段の減少が、ボストンの道路に失業者を出現させ景気後退を惹起させた原因であった」と。⁽¹⁴²⁾

彼等二人が言及したこの状況は、19年から小規模とはいえ継続的に生起したインディアン戦争、ならびにその終結（26年）と深い関係にあった。未回収の土地銀行券と、戦争期間中に発行された信用証券の量が、この間に増大した。19年には241,000ポンドであったのが、26年には483,000ポンドにも達し、流通量はちょうど2倍に膨張した。増大の最大原因是、勿論戦費調達のために発行された信用証券による。が、16年に発行された土地銀行券が依然として流通している上に、14年のそれも28年6月13日において2~3,000ポンドが流通している有様だった。⁽¹⁴³⁾当然にこの間、信用証券の1オンス銀価格は12シリングから16シリングへと大幅に減価した。しかし、戦争終了とともに大幅な信用証券の発行は期待出来ず、その回収による減少が徐々にはじまった。28年に流通していた信用証券の全体量、はこの年を含めた前後5年間で最低の452,000ポンドであった。

他方、16年と21年の銀行設立時と同様、代議院はある一定通貨量流通の道を模索した。既発の信用証券の回収を延期することにより、代議院は流通量のこれ以上の急激な減少を阻止せんとした。具体的には回収に必要な租税徴集に反対し、カットすることであった。これが一応実現され、デフレーション的傾向に歯止めをかけることに成功した。⁽¹⁴⁴⁾

本銀行の推進メンバーとしては、27年6月22日の合同委員会ならびに28年2月14日の代議院選出の委員会メンバーがそれに相当しよう。それを示したのが表4、表5である。

前者の合同委員会は5万ポンドの土地銀行券の発行と貸付を企画した法案を作成し、上程した。しかもそれが両院を通過した経緯がある。最終的にはダ

(141) Hutchinson, *op. cit.*, vol. 2, p. 327.

(142) Metz, *op. cit.*, p. 299.

(143) *J.H.R.*, vol. 8, p. 216.

(144) *J.H.R.*, vol. 7, p. 378. この経緯は、Metz, *op. cit.*, pp. 301-04.

表4 27年6月22日の合同委員会メンバー

	委員名	郡名	タウン名	タウン区分
代議院選出委員	Ezekiel Lewis	Suffolk	Boston	海港タウン
	Nathaniel Green	Suffolk	Boston	海港タウン
	Eben Wright	Hampshire	Northampton	リヴァー・タウン
	Thomas Berry	Essex	Ipswich	海港タウン
	Elisha Brisby	Plymouth	Pembroke	内陸タウン
	Thomas Cushing	Suffolk	Boston	海港タウン
参選議員	Samuel Browne			
	John Stoddard			
	Timothy Lindall			

(出所: *J.H.R.*, vol. 7, pp. 287, 292. より作成。)

表5 28年2月14日の代議院選出委員メンバー

委員名	郡名	タウン名	タウン区分
Ezekiel Lewis	Suffolk	Boston	海港タウン
John Wainwright	Essex	Ipswich	海港タウン
Henry Rolfe	Essex	Newburry	海港タウン
Samuel Welles	Suffolk	Boston	海港タウン
Edward Goddard	Middlesex	Framingham	内陸タウン

(出所: *J.H.R.*, vol. 8, p. 152. より作成。)

マー副総督により拒否されたとはいえ、彼等はほぼこの企画に好意的であるか、もしくは多数決により結果的にはこうした結論を承諾せざるをえなかつたものと思われる。代議院メンバーは過去の経緯からしてこれに積極的であるか、ないしは賛成したものと考える。後者のメンバーは代議院選出の委員であり、彼等が本銀行に関する法案を作成し、上程した。両委員会に参画したメンバーは合計11名である。両委員会のいずれにも加担した人物は、ボストン選出の代議員ルイスただ一人である。選出委員をタウン別にみると、ボストン4名、イプスウィッチ2名、ニューベリー1名、ノーザンプトン1名、ペンブローク1名、フラミンガム1名である。ボストン、イプスウィッチ、ニューベリーは海港都市、ノーザンプトンはリヴァー・タウン、ペンブローク、フラミンガムは内陸タウンである。ボストンを中心とした海港都市、もしくはそれに類似のタウン選出の議員が、この企画に加担していた。が、21年の場合と同じく、内陸

タウン選出の議員もこれに参画していることは注目しなければならない。勿論内陸タウン出身の議員がただちに農業従事者とは考えられないものの、農業さらには鉄工業に関係する利害を代弁していたと想定することは、必ずしも目的を外れた指摘とはいえない。例えば、ペンブロークでは1702年にはすでに高炉が⁽¹⁴⁵⁾設立され、1804年迄操業を続けていた。21年の時と同じく、公立土地銀行への支持、関心地域が次第に内陸農村地域へも浸透していったものと推定される。

なお、合同委員会の参議会代表委員として参画したメンバーには、ブラウン、ストーダード(John Stoddard)、リンダル(Timothy Lindall)がいた。ブラウン、リンダルは別として、ストーダードは27年5月の選挙により参議員となった、いわば新参のメンバーである。この時期、第一級の代表的な政治家ではなかった。⁽¹⁴⁶⁾当時における有名な政治家兼商人4代目ハッチンソンは、27年5月の選挙により参議員の席を失っていた。また、シューウォルも上級裁判所の主席判事という要職についていたが、25年には自ら参議員のポストを辞退していた。強硬な硬貨主義者2人が参議員の職にたとえあったとしても、本銀行を挫くまでには至らなかったであろう。彼等二人を欠いた参議会が強硬な銀行反対者ダマー副総督を説得することになった。⁽¹⁴⁷⁾参議会は信用証券の減価弊害を認めながらも、金属貨幣の不足と戦後不況を開拓すべく公立土地銀行の実現に賛成した。ただし、項目3で論及するごとく、この銀行は、発行した銀行券を、34年から38年の5年間に毎年租税収入により12,000ポンドづつを回収すると規定した。これはこうした規定を全く設けなかった14年ならびに16年の経験から、インフレーション的傾向に一定の歯止めをかけようとしたものだった。

他方、クックは27年5月の代議院選挙に落選し代議院の席を失った。しかし、同年11月の選挙によりカンバックした。彼は最終法案には参画しなかったが、27年11月29日設置の委員会の委員長となった。彼はただちに6万ポンドの土地銀行券の発行と貸付企画に関する法案を作成し、上程した。この法案は参議会に拒否され、日の目をみなかつたが、彼がもしくは彼の影響力にあるグループが依然としてこの種の企画に指導力を發揮していたことは明らかである。

(145) 抱著、前掲書、200頁。

(146) 彼の活躍については、中村、前掲書、276頁。

(147) 参議会がこの法案に賛意を表明したくだりは、J.H.R., vol. 8, p. 164. にある。

かく考えるならば、28年の銀行を積極的に支持したのは、ボストンを中心とした東部の海港都市、コネティカット川上流のリヴァー・タウンさらには一部の内陸タウンの住民といえよう。彼等は多分に各地方の海港都市の商人であったり、もしくは市場向けの生産、販売に従事していた階層であった。あるいは彼等の一部は市場向けの生産、販売を行いはじめた内陸部の農村タウンの利害と一致した農民および工業生産者であった。さらに推論を重ねれば、従来からクックのグループと結びつきの深かったボストンの中位の上層の商人がこれに一枚くわわり、上述の人々とともにこれを推進したと思われる。

それでは、本銀行にあくまでも反対したダマー副総督は何故に最終段階において賛成したのであろうか。当時、代議院は予算に対する発言権を通して総督、参議会の活動をチェック出来た。総督の俸給自体が植民地税収の中から植民地議会によって成立する予算により支払われていたので、しばしば予算で俸給の項を否決するぞと脅かすことにより、代議院は自分たちの要求を総督につきつけた。⁽¹⁴⁸⁾ 事実、この銀行に反対する副総督に対し、代議院側はサラリー問題で対抗し、副総督等のサラリーにかかる審議を拒否した。しかし、28年2月21日、副総督はこの銀行を認めた法律に署名したその日の午後、ただちに俸給問題が解決された。⁽¹⁴⁹⁾ いわば俸給問題と抱き合せの上で、漸く本銀行の実現が可能となったといえる。なお、こうした俸給問題を含めた予算審議にからめて、公立土地銀行の実現を迫ったのは今回がはじめてではなく、16年、21年の段階においてもみられた現象であった。予算審議が代議院からはじまる慣習が総督、参議会をしてこうした妥協をせざるをえなかったものと思われる。

3. 公立土地銀行の特徴

以上4回にわたって設立をみた公立土地銀行は、戦後不況もしくは景気後退の打開を目的として実現されたものだった。推進主体をみれば、14年のそれを除き16年、21年、28年の銀行はいずれも反体制派の指導者クックを中心に彼等のグループによって一貫して企画、推進された。それではこうした公立土地銀

(148) 田中英夫『アメリカ法の歴史』上、東京大学出版会、1968、18頁。

(149) *J.H.R.*, vol. 8, pp. 168-69.

行はそれぞれどのような特徴を有していただろうか。各銀行の設立を規定した法律がこれを解説してくれる。14年のそれは入手出来なかったため第二次資料に依拠するが、他の3行については *The Acts and Resolves, Public and Private, of the Province of the Massachusetts Bay* (以下, *Acts and Resolves, of Mass.* と略記する。) に収録されている各法律を参照した。なお、設立趣旨は若干の差異があるとはいえ、ほぼ同一である。信用証券の不足が、トレードやビジネスの弊害となったり、あるいは公的債務や租税の支払いを阻害しているためである。

1) 14年の公立土地銀行の特徴⁽¹⁾

①5万ポンドの信用証券たる銀行券を発行し、不動産担保提供者へ貸し付ける。②各タウンへの貸付額は、植民地租税への各タウンの割当に比例して配分する。③貸付は議会によって指名された5人の評議員に委ねる。⁽²⁾④各人への貸付額は最低50ポンド、最高500ポンドとする。⑤貸付利率は5%とする。⑥利子は公的の支払いを清算するために使用する。⑦返済期間は5年とし、利子とともに元本を5分の1づつ均等で返済する。

2) 16年の公立土地銀行の特徴⁽³⁾

①10万ポンドの信用証券たる銀行券を発行し、不動産担保提供者へ貸し付ける。②各郡への貸付額は、植民地租税への各郡への割当に比例して配分する。⁽⁴⁾③貸付は各郡によって任命された5人の評議員に委ねる。④各人への貸付額は最低25ポンド、最高500ポンドとする。⑤貸付利率は5%とする。⑥利子は政府を財政的に援助するために使用する。⑦返済期間は10年とし、利子を毎年支払う。⑧貸付額の2倍に相当する抵当財産を提出する。⑨貸付期間が終了する

(1) Province Laws. 1714. Chapter 10. Felt, *op. cit.*, pp. 67-68. Metz, *op. cit.*, pp. 108-09.

(2) 5人の評議員は、ベルチャー、ダヴァンポート、4代目ハッチンソン、エドワード・ハッチンソン (Edward Hutchinson), ホワイト (John White) である。

(3) Province Laws. —1716-1717. Chapter 18. *Acts and Resolves, of Mass.*, vol. 2, pp. 61-64.

(4) 例えば、サフォーク郡では、ウィンストロップ (Adam Winthrop), クック, ノイズ, デンション (Williw Dension), ザックスター (Samuel Thaxter) が任命された。

前に元本の全部もしくは一部が返済された場合、再びその額を上記と同一方法にて貸し付けることが出来る。

3) 21年の公立土地銀行の特徴⁽⁵⁾

①5万ポンドの信用証券たる銀行券を発行し、不動産もしくは動産提供者へ貸し付ける。②各タウンへの貸付額は、植民地租税への各タウンへの割当に比例して配分する。③貸付は各タウンによって指名された3人もしくは5人の評議員に委ねる。④貸付利率の決定は各タウンにまかす。⑤利子の運用は各タウンにまかす。⑥発行された銀行券は、人頭税と財産税によって26年3月末日から30年3月末日迄の5年間にわたり、毎年1万ポンドづつ合計5万ポンドを回収する。

4) 28年の公立土地銀行の特徴⁽⁶⁾

①6万ポンドの信用証券たる銀行券を発行し、不動産もしくは動産提供者へ貸し付ける。②各タウンへの貸付額は、植民地租税への各タウンへの割当に比例して配分する。③貸付は各タウンによって指名された3人もしくは5人の評議員に委ねる。④貸付利率は6%とする。⑤利子6%のうち4%は植民地財務局へ、2%は各タウンへ支払う。各タウンは業務に必要な費用を支払うために使用する。⑥発行された銀行券は、人頭税および財産税によって34年3月末日から38年3月末日迄の5年間に、12,000ポンドづつ合計6万ポンドを回収する。

以上が4つの銀行のそれぞれの特徴である。これらの銀行のうち一番大きな質的な相異は、ブロックも指摘しているように、14年、16年と、21年、28年との間にみられる。4つの銀行はともに発行準備、すなわち設立ファンドを全く用意していない。が、後者は発行された銀行券を、発行後5年目の末日から10年目の末日迄に租税収入によって回収せんことを規定している。これは将来の見込み租税収入を担保に信用証券を発行し、これを不動産もしくは動産担保提供者へ貸し付ける方法である。これに対し前者は、このような担保基金、回収基

(5) Province Laws. —1720-1721. Chapter 14. *Acts and Resolves, of Mass.*, vol. 2, pp. 189-94.

(6) Province Laws. —1727-1728. Chapter 17. *Acts and Resolves, of Mass.*, vol. 2, pp. 470-77.

金を準備しないがままに不動産もしくは動産担保貸付を行い、貸与者による返済により清算せんとしたものだった。この限りでは、これは政府直営の単なる不動産、動産担保貸付局にすぎず、およそ銀行と呼称されるべきものではない。ただ植民地時代アメリカにおけるこの種のものは、いずれも発行準備、ファンドの明確な規定もないままに設立される、もしくは設立していた事情をあわせ考えるならば、これらはともに変形したものであるが一種の土地銀行と考えて差し支えなかろう。なお、後者は前者により発行された銀行券が規定通りには返済されず、返済期限がきれても依然として流通している状況を鑑み、その歴史をはかったものと考える。なかでも16年のそれはとりわけその傾向が顕著で、⁽⁷⁾ 39年に至っても流通していたという。このことは当然にして大幅な減価を引き起こす原因となった。

さらに仔細にわたって吟味するならば、後者のケースにあたる21年と28年は、各タウンへの自由裁量を大幅に認め、利率の決定、利子収入の運用、貸付限度額を一切各タウンへまかせている。ただ21年、28年のそれは14年、16年の場合と違い、貸与者による返済期限が明示されていない上に、16年、21年、28年は毎年元本をどの程度に支払うかが規定されていない。また16年を除き、貸付額と担保物件価値の規定も明確に示されていない。他方、16年に至っては発行額も大量な上に回収された部分を再発行する道も開いており、これらの点は上述の欠陥とあわせ銀行運営をルーズにさせる一因となった。貸付額は各郡、各タウンの植民地租税に対する貢献度に比例して配分された。そのため、郡別ではサフォーク郡、エセックス郡が、タウン別ではボストンが圧倒的に多く、つづいてイップスウィッチ、セイラム、ニューベリー等の海港都市が続いた。ただし具体的にどのような人々が貸付を受けたかは不明である。貸与者の氏名および職業ひいては階層が判明すれば、推進者層の解明にも一層役立つものと考えるが、今のところこれ以上の分析は困難である。また、発行された額面価値がどの程度の数字なのかも残念ながら判然としない。16年の場合 10万ポンドのうち、8万ポンドが高額額面、2万ポンドが中位額面とある。21年にあっては5万ポンドのうち、3万ポンドが高額額面、16,000ポンドが中位額面、4,000 ポ

(7) Davis, *Currency*, p. 72.

ンドが少額額面とある。28年の場合はこうした規定さえもない。いずれにしても、この銀行が低利融資によって住民の通貨不足を直接緩和し、あわせて景気回復を積極的に達成せんとしたことは自明である。

4. 公立土地銀行の歴史的意義

以上のような特徴をもった公立土地銀行は、所期の目的を十分に達成することが出来たのであろうか。全般に成功裡に終ったが、いくつかの点で大きな弊害を露呈した。土地銀行によって発行された通貨量は、上述したごとく、経済活動の変動レベルに伴って拡大したり、収縮したりするものではなかった。またこの銀行はある一定の通貨量を維持、規制するという観点からもおよそ管理、運営されなかった。⁽¹⁾ 例えば、16年の10万ポンドという大量の発行額は、当時の経済の発達段階にあってはたして現実に必要な額であったのであろうか。また、返済された部分を再発行可能とする規定も、およそある一定の通貨量を厳格に厳守、管理するとの姿勢からはとても考えられない発想であった。2年前の14年に、5万ポンドの発行の実現をすでにみていた事情を想起する時、16年の銀行は、経済レベルからの要請というよりはむしろ激しく対立、抗争していた両グループ間における政治レベル上の妥協、決断によって設立されたといえよう。土地銀行券を含む貨幣、通貨政策をめぐる両グループ間の対抗は、通貨量の増大が顕著になるとともに険しくなり、将来には温和な妥協点、一致点をみつけることを不可能とした。このことがまた、独自の自主的な貨幣、通貨政策の遂行を困難とし、41年、51年には母国イギリスからの直接介入を招くこととなつた。この時期にあっても、その萌芽がすでに徐々にではあるがはぐくまれていたといえる。いずれにしても、発行量それ自体が比較的大量な上に、発行時期があまりにも恣意的で計画性に欠如していたところに、この銀行が十分に成功しなかったといえる。と同時に、14年、16年の場合のように償還ファンドを一切用意、準備しないがままに発行したことは、回収を必然的に遅らせ、

(1) Sidney Ratner, James H. Soltow, Richard Sylla ed., *The Evolution of the American Economy—Growth, Welfare, and Decision Making*, Basic Books, Inc., Publishers, New York, 1979, p. 75.

返済期限がきれても依然として流通することとなった。上記の件とあわせこれが減価の一要因となった。

運営、管理の面からもいくつかの欠陥がみられる。成功したといわれる中部植民地の場合と比較しても、そのことがいえる。例えば、貸付の条件たる担保物件の規定がそもそも不十分なところに、担保物件に対する十分な調査と厳しい査定結果に基づき、銀行券を貸し付けたとの様子もみられない。また、貸付限度額がニュー・ヨークの場合通常 100 ポンドであったのに対し、マサチューセッツでは 500 ポンドであった。⁽²⁾ 返済方法も明示されておらず、利子ともども元本を、毎年均等で支払う旨規定したのは、14年だけである。現実に返済しなかったケースでは、抵当物件を抵当流れとする代りに、16年の場合が典型的にそうであったように、返済期限の延長をはかるのが一般的であった。銀行運営、管理のルーズさがさらに十分な成功を妨げたといえる。

以上の諸点を考えあわせれば、セアも論及したように、中部植民地の公立土地銀行と対照的にニュー・イングランドのそれは失敗したといえよう。彼によれば大量発行と生産性の低い抵当物件たる安い土地価値が、ニュー・イングランドにおける土地銀行券の破滅的な減価を生じさせたとした。⁽³⁾ しかしながらマサチューセッツの場合、戦費さらに経常経費を調達するために発行された信用証券の量が、公立土地銀行券と比較し圧倒的に多かった。土地銀行券を含む信用証券全般の減価の原因を、もっぱら後者に求めるのは不公平といえよう。当時における paper money supply しめる主流は、明らかに戦費調達用の信用証券であった。土地銀行券のそれは時期的に若干異なるとはいえ、多い時で全体の約 3 分の 1、少ない時で約 8 分 1、通常約 5 分の 1 であった。ペンシルヴァニアの場合、戦争による財政支出の膨張→信用証券の発行は、フレンチ・インディアン戦争の勃発（1755年）を契機としたものであった。1690 年以降継続的、かつ大量に発行されていたマサチューセッツのケースとは基本的に異なっていた。ペンシルヴァニアでは公立土地銀行券の発行量が少なく、しかも慎重な銀行運営と戦費調達用に発行された信用証券の圧力もなく、減価の割合

(2) Edwin J. Perkins, *The Economy of Colonial America*, Columbia University Press, New York, 1980, p. 110.

(3) Thayer, op. cit., pp. 145-46.

はそれだけ小幅にとどまっていた。

公立土地銀行は以上のように、いくつかの欠点をもっていたが、それでもなおマサチューセッツの貨幣、通貨史上重要な役割を果した。

第1に、公立土地銀行は通貨不足に悩む住民に対し、長期で低利な貸付機関となつた。これにより住民は、唯一の財産たる土地を中心とする不動産さらに動産を担保に、必要な資金が低利で調達可能となつた。当時の一般的な市場利子率8%⁽⁴⁾に対し、この銀行の利子率は5%もしくは6%であった。慢性的な資金不足の植民地経済にあってこの貸付は投資資金の源泉となつた。⁽⁵⁾しかも万一返済不能となつたケースでも、大商人からの高利貸付による私的借金よりは軽い扱いをうけることが期待出来たし、⁽⁶⁾返済の延長も可能であった。いわば安全な借金であった。

第2に、植民地財務局さらに各タウンへ入ってくる利子収入は、政府もしくは各タウンの必要経費をまかなうために使用出来た。そのため、その分納税者たる住民の負担が軽減することとなつた。⁽⁷⁾

第3に、戦費調達用の信用証券は、主に軍人や軍事物資を供給する大商人等に支払われた。その後彼等の手を経て住民の手元に入るという、いわば第二次的、間接的な通貨であった。それに対し土地銀行券は直接住民たちが入手し、利用しえる通貨であった。

第4に、土地銀行券が上述の信用証券の増発と重複し、必ず減価するのにともない、住民の利子負担は実質的に軽減された。その分貸与者にとって有利であった。

かく考えるならば、植民地経済が展開してくるにつれて必要となつた貨幣資本の不足、調達困難をこの土地銀行券は、上述の信用証券とともに解消すべく流通したといえよう。

(4) Ibid., p. 156.

(5) Perkins, *op. cit.*, pp. 110-11.

(6) Nettels, *The Roots of American Civilization—A History of American Colonial Life*—, 1938, rpt., Appleton Century Crofts, New York, 1963, p. 531.

(7) Perkins, *op. cit.*, p. 110. Thayer, *op. cit.*, p. 156.

5. む す び

4回にわたって設立された公立の銀行は、銀行券の償還を将来の見込み租税収入に求めるか、否かの相違があったが、基本的には土地および動産を基礎とした一種の土地銀行であった。推進層としては、銀行利用者の氏名、職業、階層が究明しえない現在即断は許されないが、次のようにいえよう。14年の銀行を除き他の3行は、いずれも反体制派の指導者クックならびに彼のグループによって最も積極的かつ一貫して企画、推進された。彼等は多分にクックと密接な関係にあった、ボストンを中心とする中位の上層の商人層を主軸に、地方の海港都市に居住する人々から構成された。さらに21年と28年にあっては、次第に市場経済に巻き込まれていった内陸農村タウンに居住する農民もしくは工業生産者と利害を一にする人々からも一部支持された。このことはマザーと対立しながら民主的な教会運営を主張したワイズが20年、彼の支持者たる農民ならびに俸給者に対し土地銀行券のメリットを説いた時期とも照應していた。

ところで、この銀行によって発行された通貨量は、paper money supply にしめる比重からして決して多くなかった。戦費調達を目的として主に発行された信用証券と比較し、この通貨はあくまでも第二次的、副次的な役割しか果さなかった。この銀行券はもともと経済活動の変動レベルに伴って拡大したり、収縮したりするものではなく、また一定の通貨量を維持、規制するという観点からもおよそ十分に管理、運営されなかった。そのため発行後 paper money 全般を必らず減価させ、貨幣、通貨事情を混乱させる一因となった。

しかしながら、paper money supply の中にあって主流をなした戦費調達用の信用証券は、兵士以外では軍事物資等を供給する大商人に支払われた。その後彼等の手を経て間接的にしか入手出来なかつたのと対照的に、公立の土地銀行券は住民が直接入手、利用出来るという利点を有していた。貨幣資本の不足、調達困難な植民地時代マサチューセッツの環境のもとで、公立の土地銀行は住民にとって唯一の財産たる土地を主に担保として、低利で安全かつ長期の貸付を可能とした。有益な貸付機関としての役目を実質的に果していたというのが、この公立土地銀行の歴史的意義といえよう。